

《注釈》

* 1 人生100年時代

人生が100歳まで続くことが当たり前となる時代を想定した考え。政府は「人づくり革命」の一環として、平成29年9月に「人生100年時代構想会議」を設置した。

* 2 超スマート社会 (Society5.0)

サイバー空間とフィジカル空間（現実社会）が高度に融合した社会として、ロボット、人工知能、新たなネットワーク技術などを駆使する未来像がイメージされている。内閣府は、「必要なもの・サービスを、必要な人に、必要なだけ提供し、社会のさまざまなニーズにきめ細かくに対応でき、あらゆる人が質の高いサービスを受けられ、年齢、性別、地域、言語といったさまざまな違いを乗り越え、生き活きと快適に暮らすことができる社会」と定義しており、①狩猟社会、②農耕社会、③工業社会、④情報社会 に続く、人類史上5番目の新しい社会。

* 3 国際子ども図書館

我が国初の国立の児童図書専門図書館。国内外の児童書や研究書などを収集・提供・蓄積し、情報発信を行うとともに、子どもの読書に関わる活動を支援する。

* 4 子どもの読書活動の推進に関する法律、文字・活字文化振興法 (資料編に掲載)

* 5 子ども読書の日

国民の間に広く、子どもの読書活動についての関心と理解を深めることを目的として「子どもの読書活動の推進に関する法律」によって制定された。

* 6 国民読書年に関する決議

平成20年6月8日に国会で議決。2010年を「国民読書年」と定め、これにより政官財が協力し、国を挙げてあらゆる努力を重ねることを宣言した。

* 7 学校図書館ガイドライン

平成28年11月29日付文部科学省初等中等教育局長通知「学校図書館の整備充実について（通知）」により、学校図書館をめぐる現状と課題を踏まえ、学校図書館の運営上の重要な事項についてその望ましいあり方を示したもの。

* 8 司書教諭

学校図書館法第5条第1項に定められた職で、学校図書館の専門的職務を掌るもの。司書教諭の講習を修了した教諭等をもって充てることとされている。

* 9 ブックスタート

生まれる前の両親学級や乳幼児健診の機会に、すべての赤ちゃんと保護者に絵本を手渡し、「親子で一緒に絵本を楽しむことで心の通い合いを深めることの大切さ」や「地域で子育てを応援しています」といったメッセージを伝える運動。

* 10 鳥取県立図書館の目指す図書館像

鳥取県立図書館が、その目指す方向性を明確にしたもの。「県民に役立ち、地域に貢献する図書館」をミッションに、「仕事と暮らしに役立つ図書館」「人の成長・学びを支える図書館」「鳥取県の文化を育み世界に発信する図書館」「知の拠点としての図書館」の4つの柱で構成。平成18年3月に策定され、平成30年3月に第2次改定が行われた。

* 11 鳥取県子ども読書アドバイザー

子どもの読書に関する専門的な知識や読み聞かせ等の豊富な経験を持つ人材を「鳥取県子ども読書アドバイザー」として学校、幼稚園・保育所等の保護者研修会や児童・生徒が園児等に対し読み聞

かせ実習をする前の事前学習などに派遣している。

* 1 2 学校図書館支援センター

学校図書館の活用により児童生徒の主体的に学ぶ力を育成するため、平成27年度に鳥取県立図書館に開設。学校図書館支援員兼指導主事と専門性の高い司書等を構成員とし、就学前から高校まで一貫した見通しを持った学校図書館活用教育を推進するもの。都道府県立図書館に学校図書館支援センターが設置されるのは全国初。

* 1 3 とっとり学校図書館活用教育推進ビジョン

就学前から高等学校まで継続的にとらえ、発達段階に応じた授業カリキュラムを考慮した学校図書館活用教育を推進するために鳥取県教育委員会が平成27年度に策定したビジョン。

* 1 4 学校図書館活用ハンドブック

* 1 3の「とっとり学校図書館活用教育推進ビジョン」の策定を受けて、学校図書館の機能や役割等について、すべての教職員の理解が進み、学校図書館を活用した授業利用が進むことを目的に、学校図書館の基本的事項や異校種での学校図書館活用の具体的な活動などを掲載したもの。

* 1 5 読書ボランティア

読み聞かせグループなど、読書活動にかかわるボランティア

* 1 6 おはなし会

図書館等で子どもを対象に物語を語るストーリーテリングや読み聞かせを行い、子どもが読書をする素地を作り、本への興味を育てる。

* 1 7 ブックトーク

あるテーマに沿って複数の本の内容を紹介し、読書意欲を起こさせる活動。多くは学校や図書館などで、児童・生徒を対象に行われる。

* 1 8 平成29年度全国学力・学習状況調査を活用した専門的な課題分析に関する調査研究

文部科学省からの委託により、国立大学法人お茶の水女子大学が分析した調査研究で、平成29年度全国学力・学習状況調査の追加調査として実施した「保護者に対する調査」の結果を活用し、家庭の社会経済的背景と学力の関係、平成25年度調査からの変動、学力に影響を与える学校・家庭・地域の取組等、多様な観点から統計的に分析したもの。

* 1 9 電子書籍

紙とインクを利用した印刷物ではなく、電磁的に記録された情報のうち、従来の書籍（雑誌を含む）を置き換える目的で作成されたコンテンツのこと。目次、ページ送り、しおり、奥付など書籍としての体裁を整えたものが多い。電子ブック、デジタル書籍、オンライン書籍などとも呼ばれる。

* 2 0 横断検索ネットワーク

鳥取県図書館横断検索システムにより、インターネット上で各図書館の蔵書情報を横断的に検索できるネットワーク。検索した資料は、図書館間の物流システムにより各市町村立図書館・全高等学校、特別支援学校などに配送される。

* 2 1 文字・活字文化の日（10月27日）

文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的として、文字・活字文化振興法により定められたもの。読書週間（10月27日から11月9日まで）の初日。

* 2 2 心とからだ いきいきキャンペーン

子どもたちの望ましい基本的生活習慣の定着を目指し、平成17年度から鳥取県教育委員会が取り組んでいる。

* 2 3 マタニティファーストブック

妊娠中の母親が赤ちゃんに絵本を読んで語りかけることで、母子の豊かな時間と胎教効果を育んでもらうことを目指した活動。

* 2 4 家庭教育推進協力企業制度

企業・従業員を挙げて家庭教育の充実に向けた家庭環境づくりに取り組む企業（協力企業）と鳥取県教育委員会が協定を結び、家庭教育を推進。平成31年1月末現在締結企業数：706企業

* 2 5 第3の居場所（サードプレイス）

自宅をファーストプレイス（第一の居場所）、職場や学校をセカンドプレイス（第二の居場所）とし、そのどちらでもない居心地の良い環境や場・空間のことで、例えば図書館、喫茶店、公民館、自治会などの居場所をいう。

* 2 6 放課後子供教室

子どもの安心・安全な居場所づくりの推進のため、原則として小学校区において、放課後や週末に小学校の余裕教室などを活用し、地域の方々の参画を得て、勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施しているもの。

* 2 7 放課後児童クラブ

学童保育。主に日中保護者が家庭にいない小学生児童（＝学童）に対して、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全な育成を図る保育事業の通称。自治体により名称は様々である。

* 2 8 子ども食堂

子どもやその親、および地域の人々に対し、無料または安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供するための日本の社会活動のこと。鳥取県内では平成30年10月末現在42か所で開設されている。

* 2 9 鳥取県ジュニア司書養成講座

小中学生を対象に、体験を通して図書館の良さや機能を知り、情報活用能力を身に付けてもらう講座。図書館を将来にわたって利用し、その有用性を広め応援してくれる存在を全県で育成することを目的としている。

* 3 0 ブックハンティング

選書ツアー。学校図書館に配架する図書を、予算の範囲内で学生や生徒の視点から選んでもらうもの。

* 3 1 学校支援ボランティア

学校の要望に応じて地域の方々がボランティアとなって学校を支援する仕組み。生活や学習の支援、環境整備、登下校時の見守りなどを行う。

* 3 2 子どもゆめ基金助成金

21世紀を担う子どもの健全な育成を推進するため、民間団体が実施する様々な体験活動や読書活動等への支援を行う基金による助成。

* 3 3 鳥取県民みんなで進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例（愛称：あいサポート条例）

平成29年9月1日施行。障がい者がその人格と個性を尊重され、障がいの特性に応じた必要な配慮や支援を受けながら、地域社会の中で自分らしく安心して生活することができる社会の実現を目指す。

* 3 4 点字図書

点字で書かれた図書資料。

*** 3 5 録音図書**

朗読など音声でCD等の録音媒体に記録した資料。

*** 3 6 大活字本**

弱視の人のために文字を大きくするなど、読みやすい工夫をした本。

*** 3 7 布絵本**

厚地の台布に絵の部分を縫い付けてマジックテープやスナップ、ボタンなどで留めたり、外したりできる手作り図書。

*** 3 8 さわる絵本**

視覚障がい児が触覚で鑑賞できるように、絵本を原本にして、布や皮革、毛糸などの素材を用いて台紙に絵の部分を半立体的に貼り付け、文の部分を点字と墨字にした図書。

*** 3 9 マルチメディアデージー**

本文の文字・画像が音声と同期している電子図書。活字だけでは文の内容を理解しづらい人々に有効であり、また、デジタル情報であることから、高齢者や弱視者にも使いやすいレイアウトに変更することができるもの。

*** 4 0 幼年文学**

絵本の読み聞かせから、子ども自身が本を読み始める時期に多く読まれる図書。

*** 4 1 ビブリオバトル (知的書評合戦)**

各自が本を持ち寄って集まり、本の面白さについて5分程度でプレゼンテーションし合い、一番読みたくなった本を参加者の多数決で決定する書評会。ビブリオバトルの効果としては、ゲーム感覚で楽しみながら本に関心を持つことができること、自ら本を選ぶ力、語る力が育つこと、読んでみたいと思える本に出会える機会が増えることなどが挙げられる。

*** 4 2 読書会**

数人で集まり、本の感想を話し合う活動。その場で同じ本を読む、事前に読んでくる、一冊の本を順番に読む等、様々な方法がある。この取組により、本の新たな魅力に気づき、より深い読書につながるができる。

*** 4 3 ポップ**

その本を読んだことのない人に、その本の「何」に「どう」心を動かされたかを短いフレーズにして伝えるもの。

*** 4 4 電子メディアとの適切な付き合い方に関する啓発**

鳥取県教育委員会が保護者と子どもたちに対して、電子メディア機器とのよりよい接し方についての教育啓発を行う事業。官民で構成する鳥取県子どものインターネット利用教育啓発推進協議会の協力を得て取り組んでいる。

*** 4 5 学校図書館図書整備等5か年計画**

各学校における学校図書館図書標準の達成等を目指すため、文部科学省が定めた計画。現在の第5次計画は、平成29年度から5か年度間の計画となっており、学校図書館図書標準の達成、学校図書館への新聞複数配備、学校司書の配置拡充について記載されている。同計画の実現に必要な地方財政措置として平成29年度から5年間で総額約2,350億円(単年度約470億円)が決定されている。

*** 4 6 読書センター、学習センター、情報センター**

学校図書館ガイドライン(*7)によると、「学校図書館は、児童生徒の読書活動や児童生徒への読書指導の場である「読書センター」としての機能と、児童生徒の学習活動を支援したり、授業の

内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」としての機能とともに、児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能を有している」とされている。

*** 47 ブラックライトシアター**

蛍光絵具を塗った絵を黒いボードに貼ったり動かしたりしながら演じる読み聞かせのこと。

*** 48 触覚や温感を伴う読み聞かせ**

たとえば「北風と太陽」の読み聞かせで、北風の場面では扇風機で風を当てる、太陽の場面ではヒーターを当てる等、音声言語だけでなく実感が伴いやすい環境を設定してイメージや言葉を広げていく読み聞かせ方法。

*** 49 読書へのアニメーション**

子どもたちの参加により行われる読書指導のことであり、読書の楽しさを伝え自主的に読む力を引き出すために行われる。実践例としては間違い探し（2回目に少し変えて読み、子どもに当てさせる）、物語を聞いてその町の地図を作る、出来事のカードを順番どおりに並べるなどの様々な手法がある。

資料編

鳥取県内図書館一覧

市町村立図書館

名称	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
鳥取県立図書館	680-0017	鳥取市尚徳町101	0857-26-8155	0857-22-2996
鳥取市立中央図書館	680-0845	鳥取市富安2丁目138-4	0857-27-5182	0857-27-5192
鳥取市立用瀬図書館	689-1201	鳥取市用瀬町用瀬104-2	0858-87-2702	0858-87-2732
鳥取市立気高図書館	689-0334	鳥取市気高町北浜3丁目121-6	0857-37-6036	0857-37-6037
米子市立図書館	683-0822	米子市中町8	0859-22-2612	0859-22-2637
倉吉市立図書館	682-0816	倉吉市駄経寺町187-1	0858-47-1183	0858-47-1180
倉吉市立せきがね図書館	682-0402	倉吉市関金町大鳥居193-1	0858-45-2523	0858-45-2523
境港市民図書館	684-0033	境港市上道町3000	0859-47-1099	0859-47-1111
岩美町立図書館	681-0003	岩美郡岩美町浦富1038-6	0857-72-0510	0857-73-1440
八頭町立郡家図書館	680-0463	八頭町宮谷256-4	0858-72-6660	0858-72-6661
八頭町立船岡図書館	680-0471	八頭町船岡539-1	0858-72-3970	0858-72-0813
八頭町立八東図書館	680-0601	八頭町北山48-1	0858-84-6622	0858-84-6623
若桜町立わかさ生涯学習情報館	680-0701	若桜町若桜751	0858-82-6860	0858-82-6861
智頭町立智頭図書館	689-1402	智頭町智頭2076-2	0858-75-4123	0858-75-0033
湯梨浜町立図書館	689-0714	湯梨浜町龍島497	0858-48-6012	0858-32-2210
町立みささ図書館	682-0195	三朝町大瀬999-2	0858-43-1145	0858-43-1343
北栄町図書館	689-2221	北栄町由良宿803-1	0858-37-5515	0858-37-5514
北栄町図書館北条分室	689-2111	北栄町土下112	0858-36-3219	0858-36-5562
琴浦町図書館	689-2303	琴浦町徳万266-5	0858-52-1115	0858-52-1155
琴浦町図書館赤碕分館	689-2501	琴浦町赤碕1140	0858-55-7547	0858-55-7534
南部町立法勝寺図書館	683-0351	南部町法勝寺342	0859-66-4463	0859-66-4463
南部町立天萬図書館	683-0201	南部町天萬558	0859-64-3791	0859-64-3795
日吉津村図書館	689-3553	日吉津村日吉津930	0859-27-0204	0859-27-0624
大山町立図書館	689-3111	大山町赤坂766-1	0858-49-3010	0858-49-3011
大山町立図書館大山分館	689-3332	大山町末長269-1	0859-53-3003	0859-53-3015
大山町立図書館名和分館	689-3211	大山町御来屋263-1	0859-54-2688	0859-54-5215
伯耆町溝口図書館	689-4201	伯耆町溝口652-1	0859-62-0717	0859-63-0075
伯耆町岸本図書館	689-4133	伯耆町吉長49	0859-68-3605	0859-39-8017
日南町図書館	689-5212	日南町霞785	0859-77-1112	0859-77-1114
日野町図書館	689-4503	日野町根雨129-1	0859-72-1300	0859-72-1320
江府町立図書館	689-4401	江府町江尾1944-2	0859-75-2005	0859-75-3942

大学・高等専門学校図書館

名称	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
鳥取大学附属中央図書館	680-8554	鳥取市湖山町南4-101	0857-31-5672	0857-28-6346
鳥取大学附属医学図書館	683-8503	米子市西町86	0859-38-6462	0859-38-6469
鳥取看護大学・鳥取短期大学 附属図書館	682-8555	倉吉市福庭854	0858-26-9121	0858-26-9121
米子工業高等専門学校 図書館情報センター	683-8502	米子市彦名町4448	0859-24-5028	0859-24-5269
鳥取環境大学情報メディアセンター	689-1111	鳥取市若葉台北1-1-1	0857-38-6700	0857-38-6709

点字図書館

名称	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
鳥取県ライトハウス点字図書館	683-0001	米子市皆生温泉3-18-3	0859-22-7655	0859-22-7688

平成29年度 子どもの読書活動に関するアンケート調査結果（幼児保護者対象）

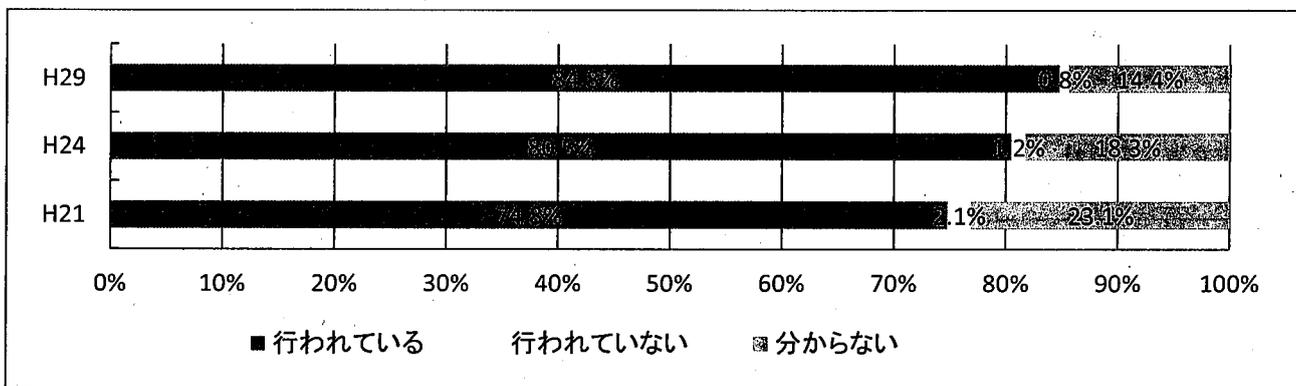
1 調査対象

	保育所・幼稚園・認定こども園保護者
調査対象園数	20
アンケート回収枚数	364

2 調査結果

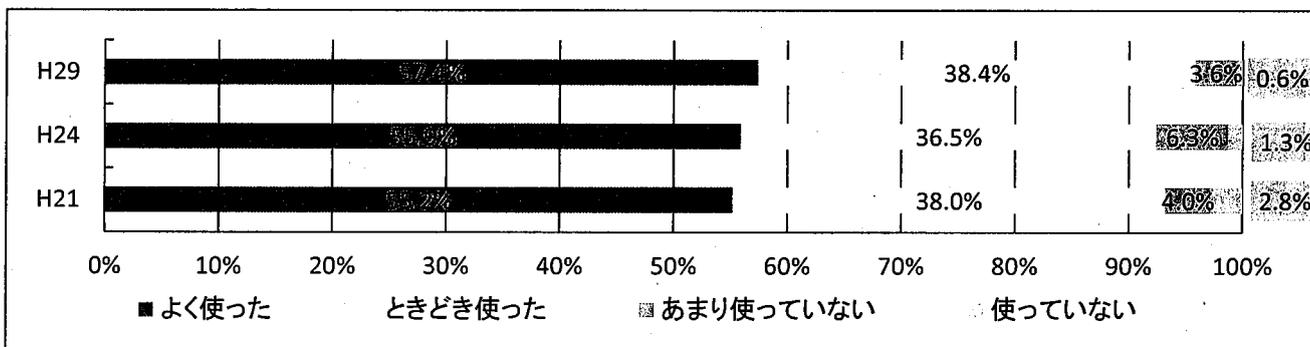
問1 あなたの市町村では、ブックスタート事業（6ヶ月検診時等に絵本を手渡す事業）が行われていますか。

※有効回答数：361



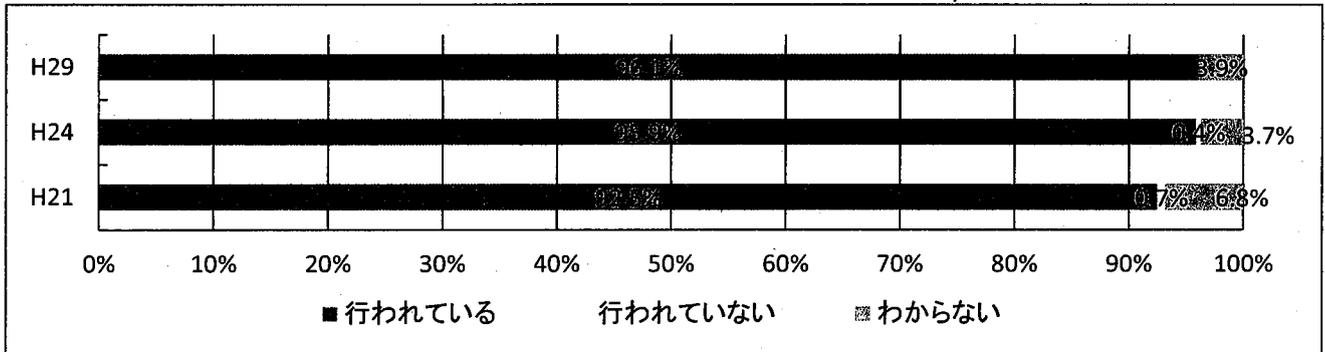
問2 問1で「行われている」と答えた方にお聞きします。ブックスタート事業で配られた絵本は、家庭で読み聞かせ等に活用されましたか。

※有効回答数：305



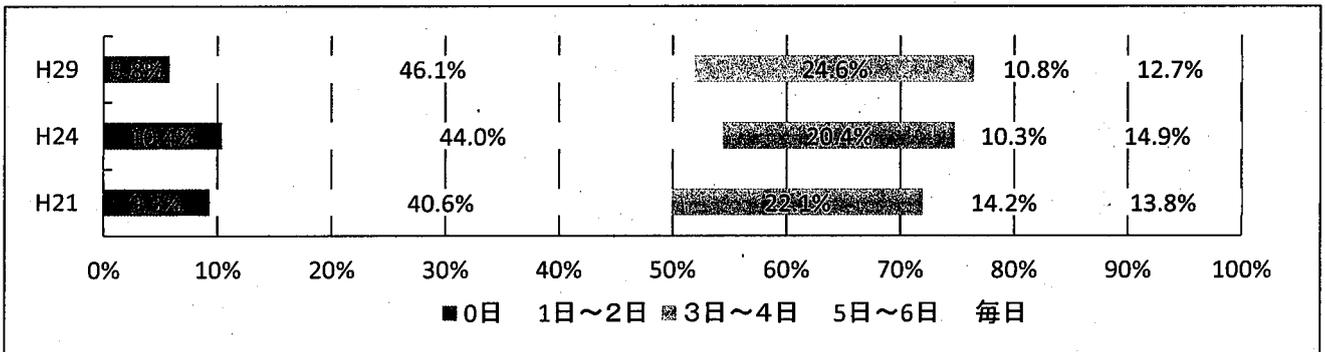
問3 あなたのお子さんが通われている保育所・幼稚園・認定こども園では、読み聞かせやおはなし会が行われていますか。

※有効回答数：363



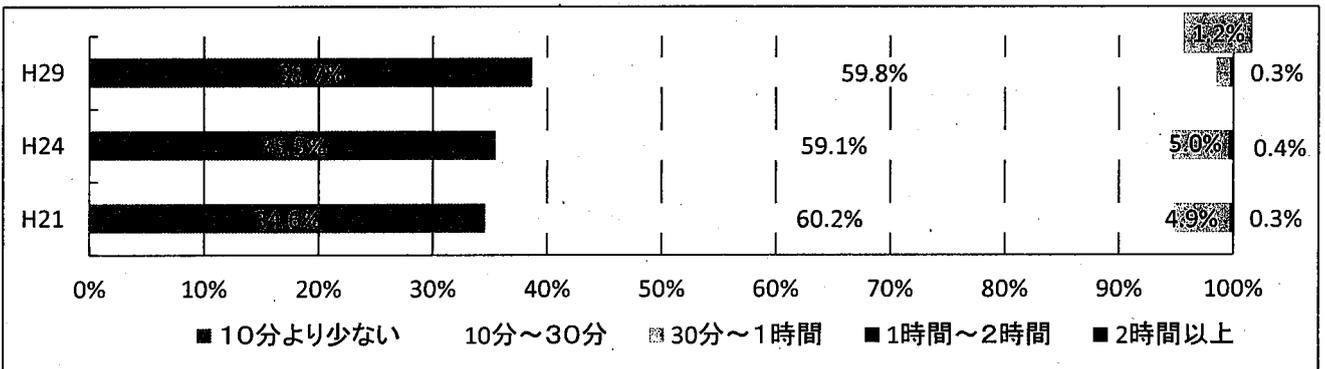
問4 あなたの家では、1週間にどれくらいお子さんに絵本などの読み聞かせをしたり一緒に本を読んだりしますか。

※有効回答数：362



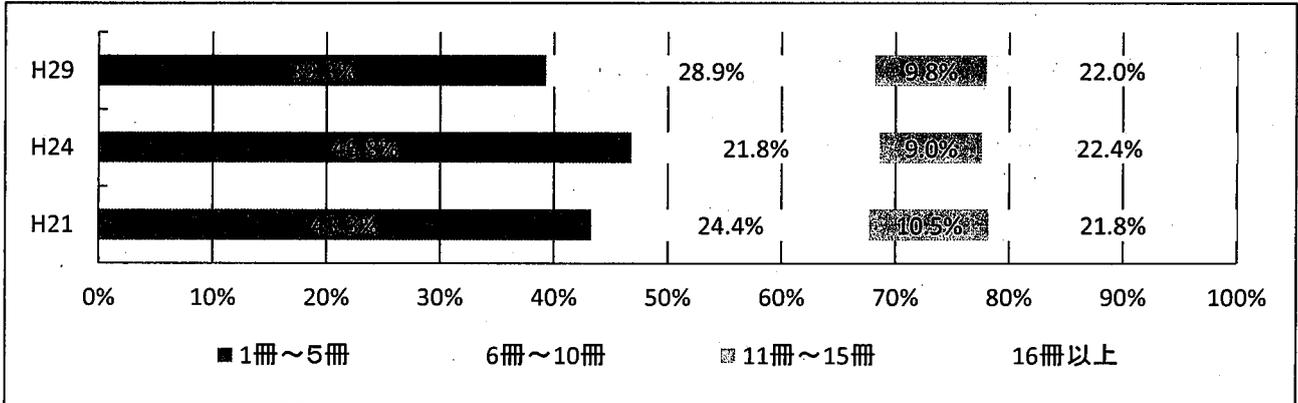
問5 問4で「読み聞かせをしたり、一緒に本を読んだりする」と答えた方にお聞きします。1日にお子さんに本を読んであげる（一緒に読む）時間はどれくらいですか。

※有効回答数：336



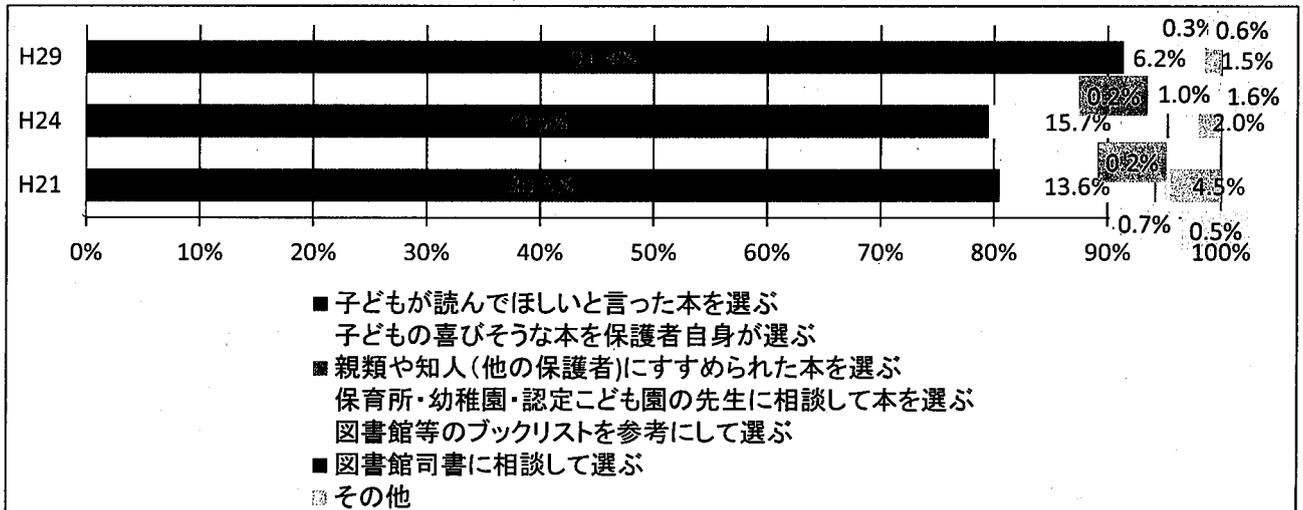
問6 問4で「読み聞かせをしたり、一緒に本を読んだりする」と回答した方にお聞きします。この1ヶ月間に何冊くらい読み聞かせをしたり、一緒に本を読んだりしましたか。

※有効回答数：336



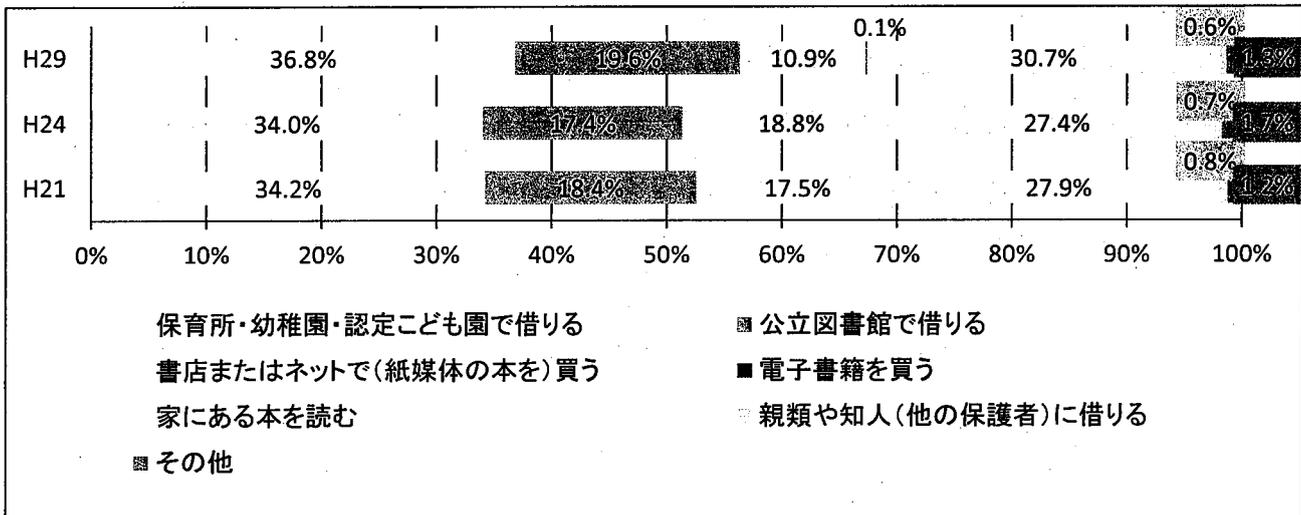
問7 問4で「読み聞かせをしたり、一緒に本を読んだりする」と答えた方にお聞きします。あなたは、お子さんに読んであげる本をどのように選んでいますか。

※有効回答数：325



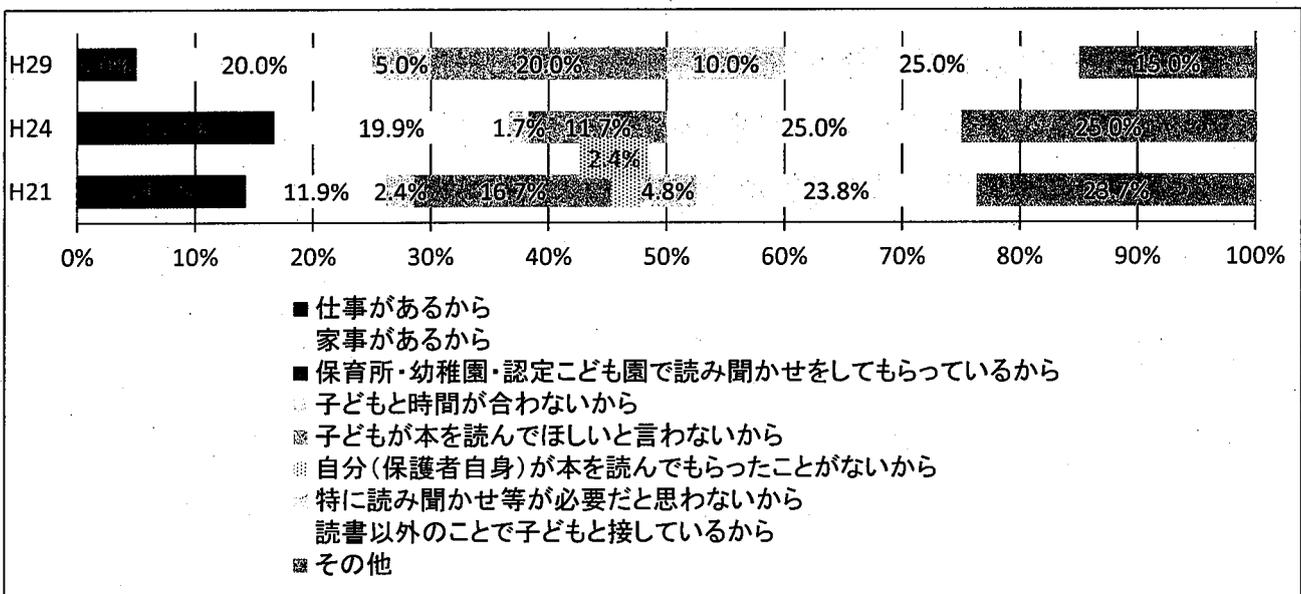
問8 問4で「読み聞かせをしたり、一緒に本を読んだりする」と答えた方にお聞きします。あなたの家では、読み聞かせをする本や一緒に読む本をどのように準備していますか。(複数回答可)

※有効回答数：830



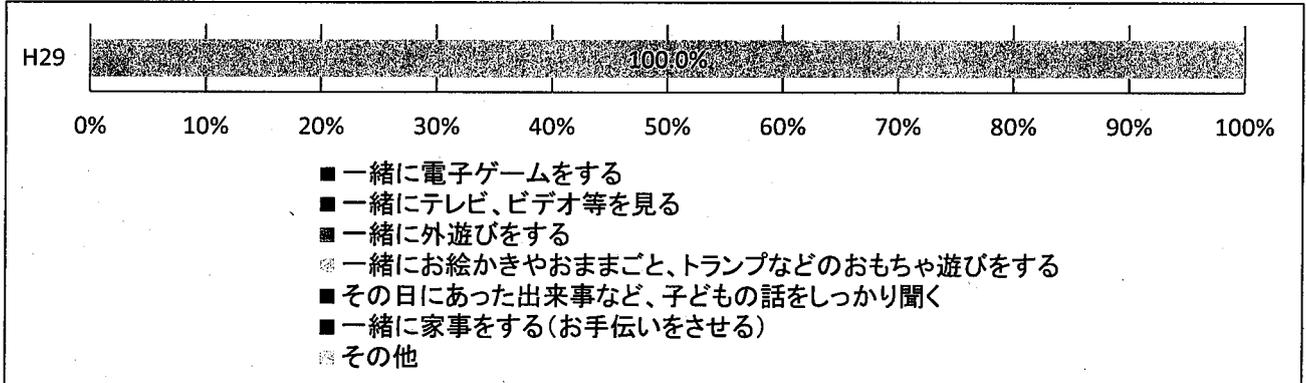
問9 問4で「0日」と答えた方にお聞きします。お子さんに読み聞かせをしたり一緒に本を読んだりしないのはなぜですか。

※有効回答数：20 (標本数が50未満のため参考値として示す。また、分析対象から除く。)



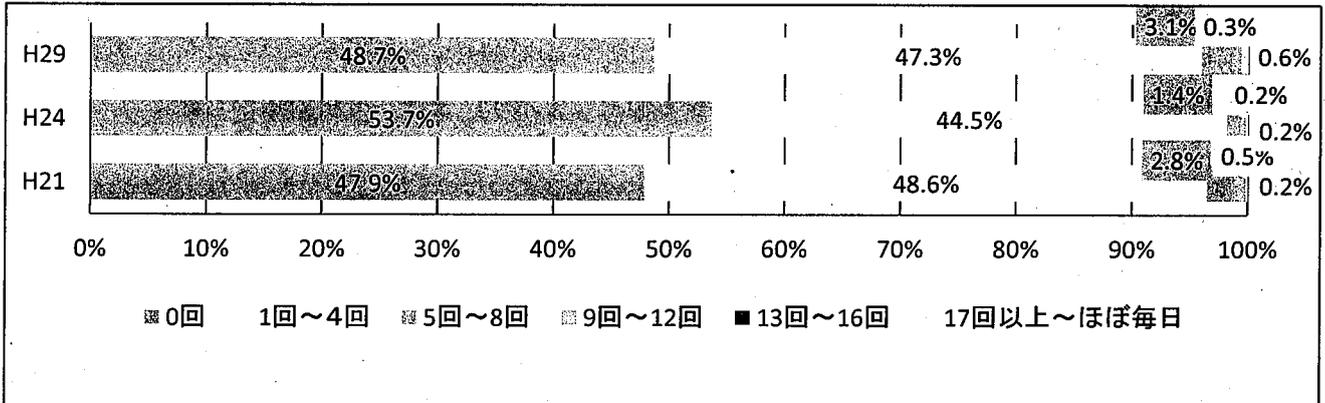
問10 問9で「読書以外のことで子どもと接しているから」と答えた方にお聞きします。どういったことでお子さんと接していますか。

※有効回答数：4（標本数が50未満のため参考値として示す。また、分析対象から除く。）



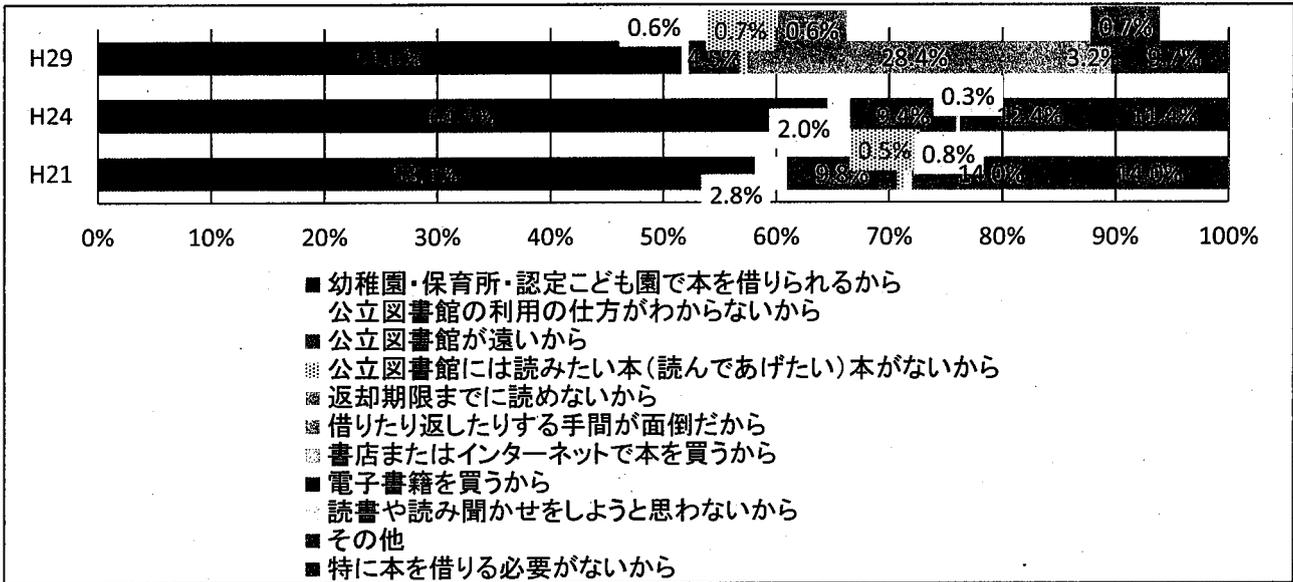
問11 あなたは、1ヶ月にどれくらい公立図書館に行きますか。

※有効回答数：359



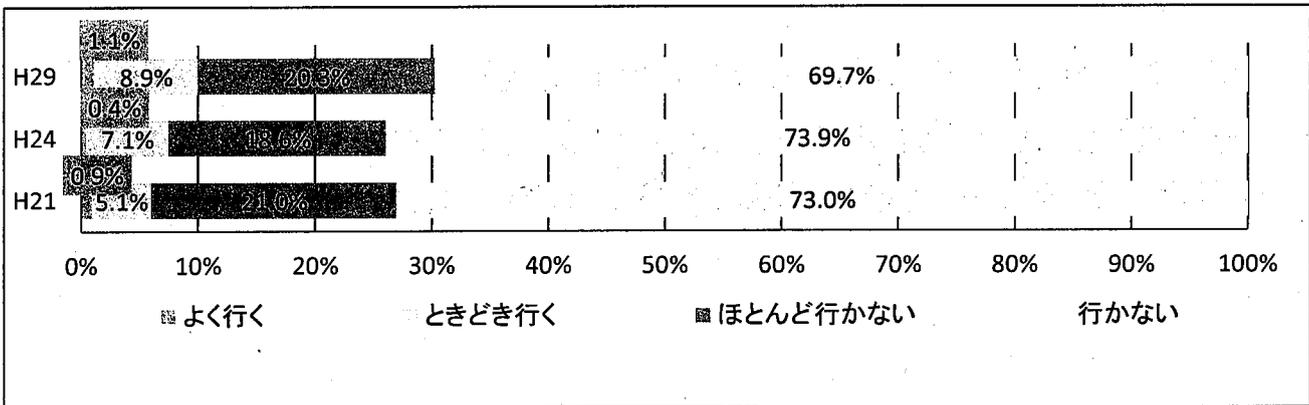
問12 問11で「0回」と答えた方にお聞きします。公立図書館に行かないのはどうしてですか。

※有効回答数：155



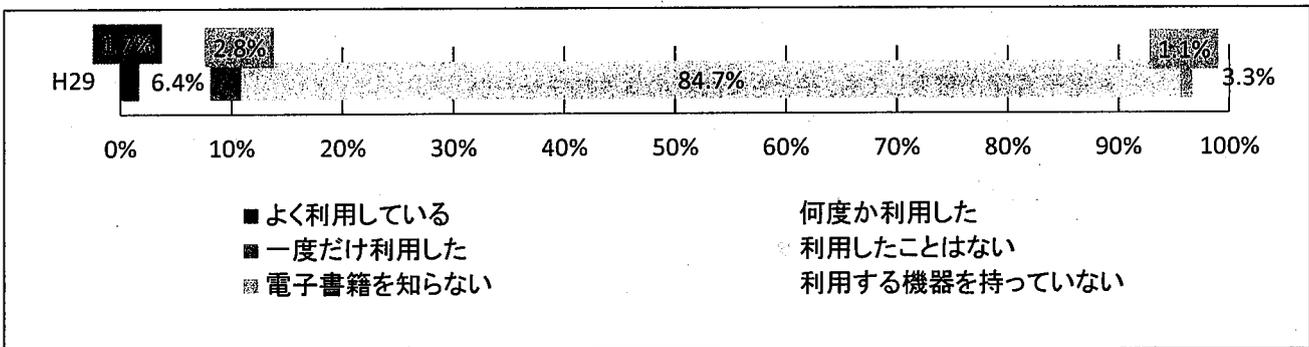
問13 あなたは、お子さんと一緒に公立図書館で行われる「おはなし会」に行くことがありますか。

※有効回答数：360



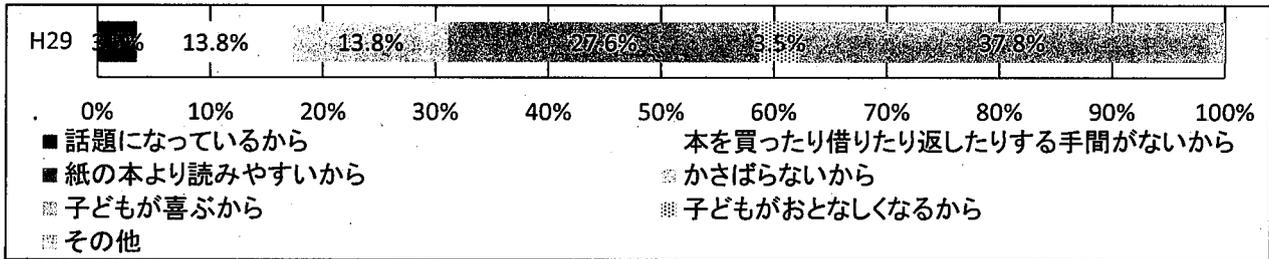
問14 あなたは、お子さんに読み聞かせをする際に電子端末（タブレットやスマートフォンなど）を利用したことがありますか。

※有効回答数：360



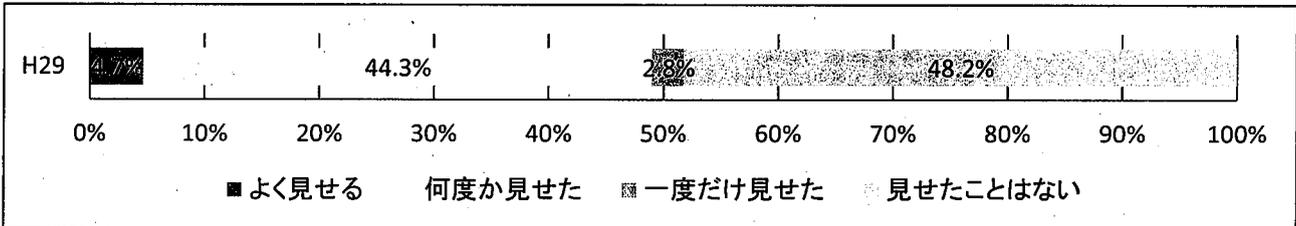
問15 問14で「よく利用している」「何度か利用した」と答えた方にお聞きします。お子さんに読み聞かせをする際に電子端末を利用する理由は何ですか。

※有効回答数：29（標本数が50未満のため参考値として示す。また、分析対象から除く。）



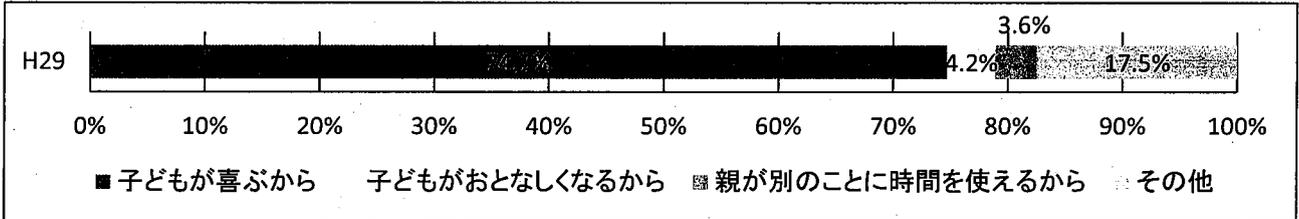
問16 あなたは音の出る本や読み聞かせ動画をお子さんに見せたことがありますか。

※有効回答数：359



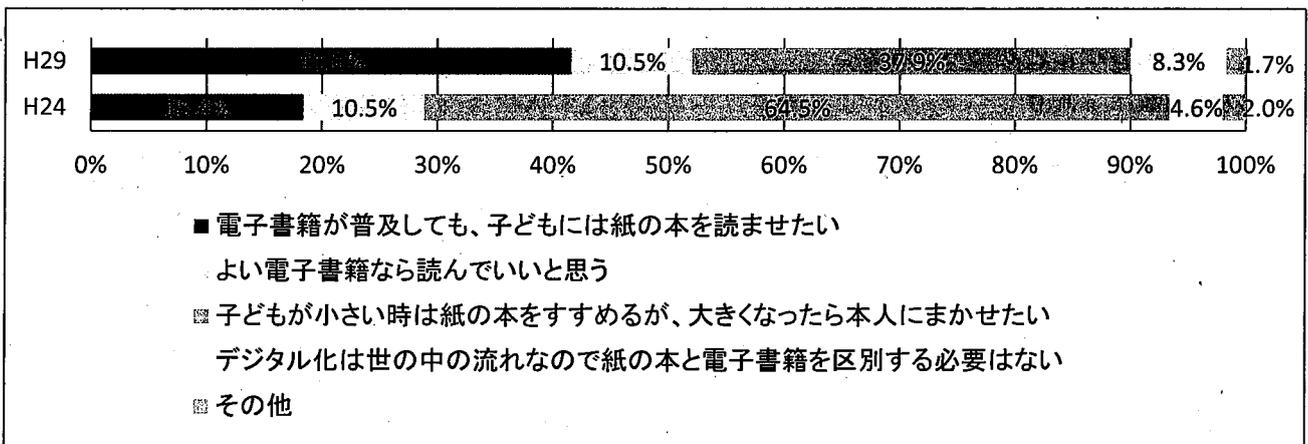
問17 問16で「よく見せる」「何度か見せた」と答えた方にお聞きします。お子さんに音の出る本や読み聞かせ動画を見せる理由は何ですか。

※有効回答数：166



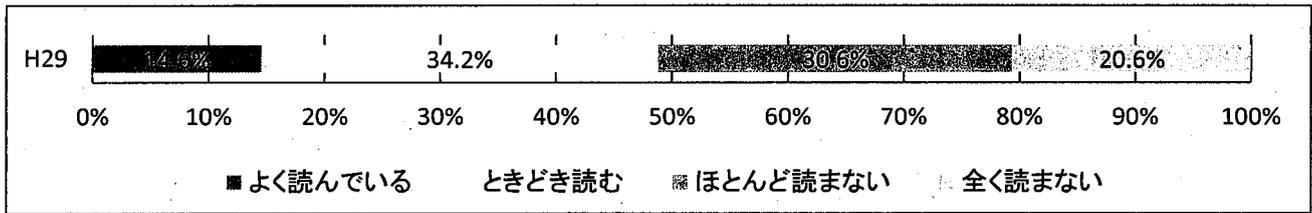
問18 電子書籍と子どもたちの読書についてどのように思いますか。

※有効回答数：351



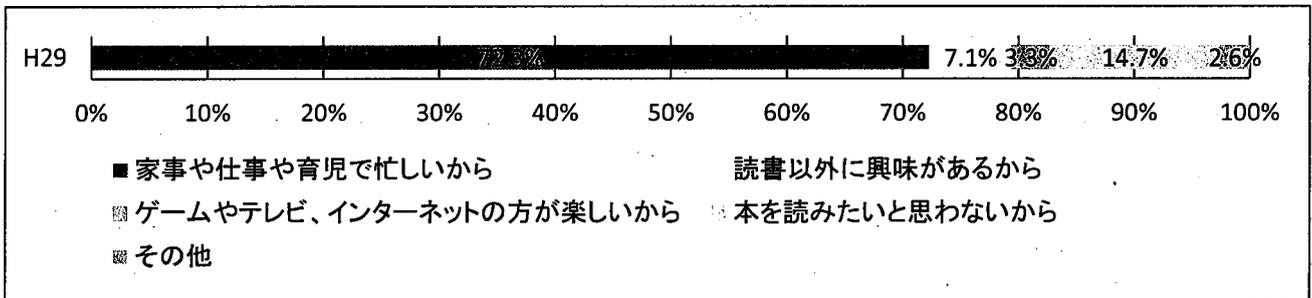
問19 あなたはお子さんに読み聞かせをしてあげる以外に、自分自身で読書をしますか。

※有効回答数：363



問20 問19で「ほとんど読まない」「全く読まない」と答えた方にお聞きします。あなた自身が読書をしないのはなぜですか。

※有効回答数：184



平成29年度 子どもの読書活動に関するアンケート調査結果（児童、生徒等対象）

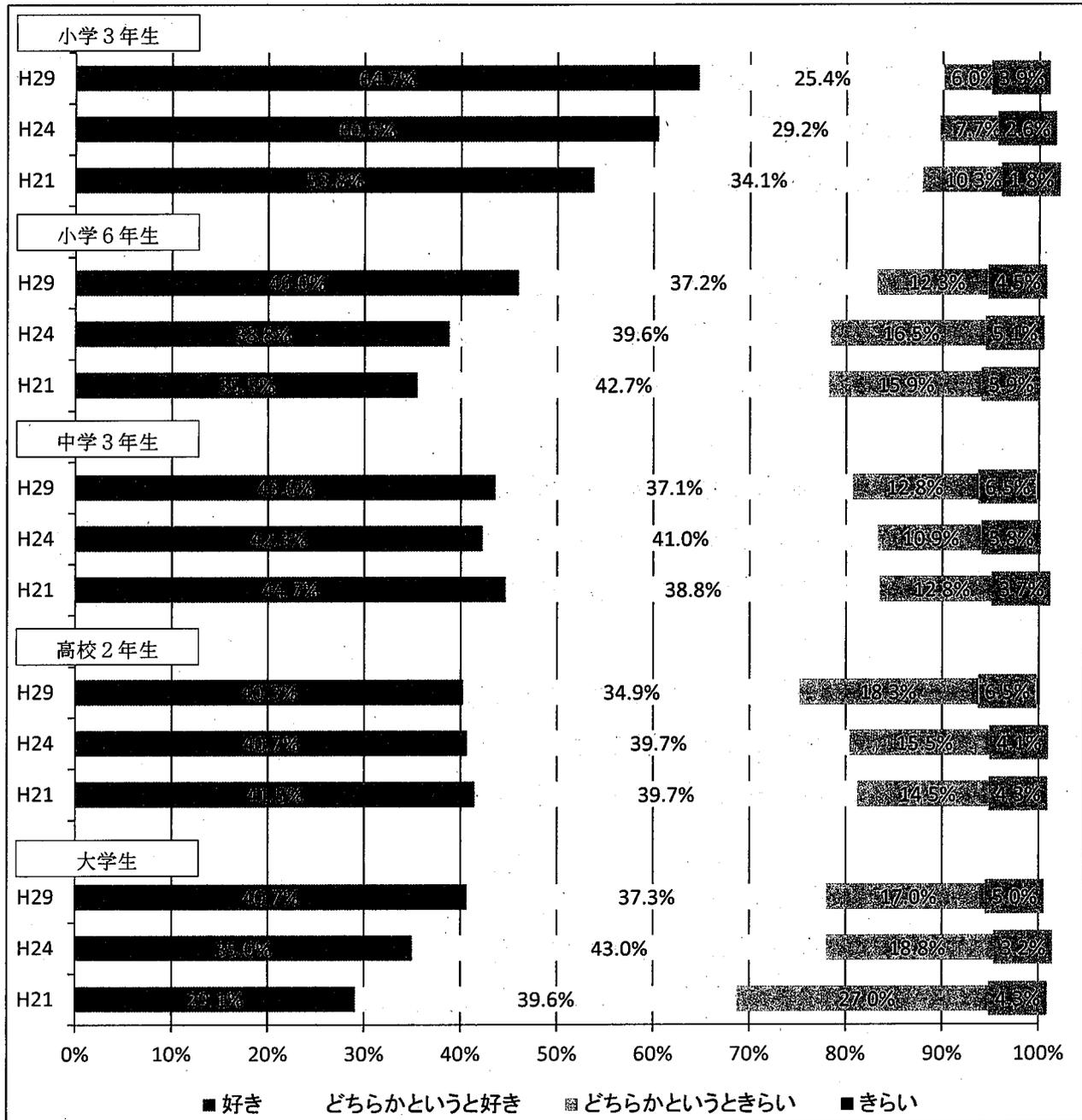
1 調査対象

	小学校 3年生	小学校 6年生	中学校 3年生	高等学校 2年生	大学生	合計
調査対象校数	23	23	18	8	4	76
アンケート 回収枚数	706	746	606	279	241	2,578

2 調査結果

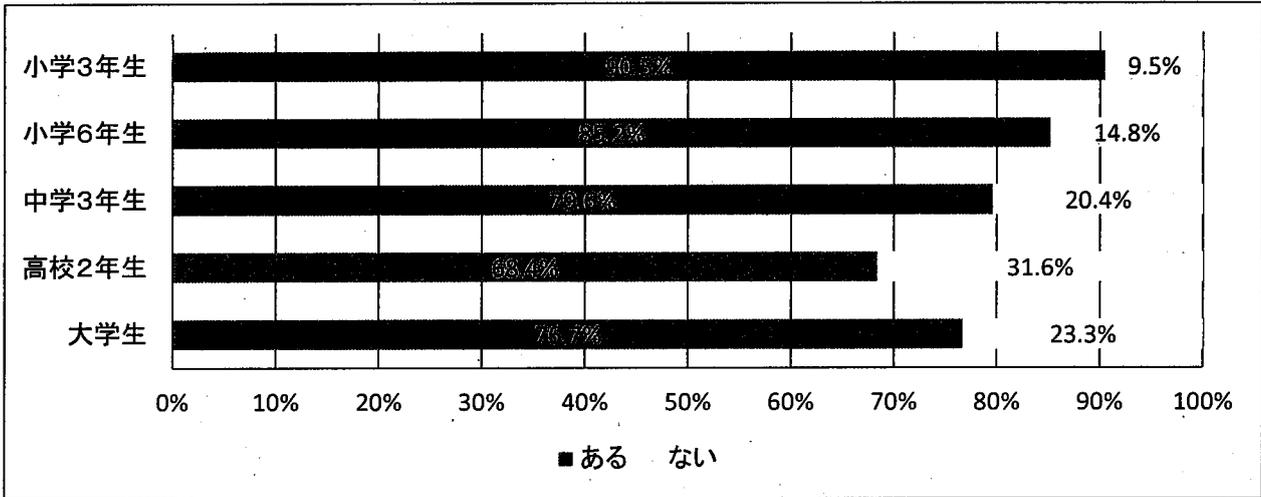
問1 あなたは、読書が好きですか。

※有効回答数 小3：700、小6：739、中3：601、高2：278、大：241



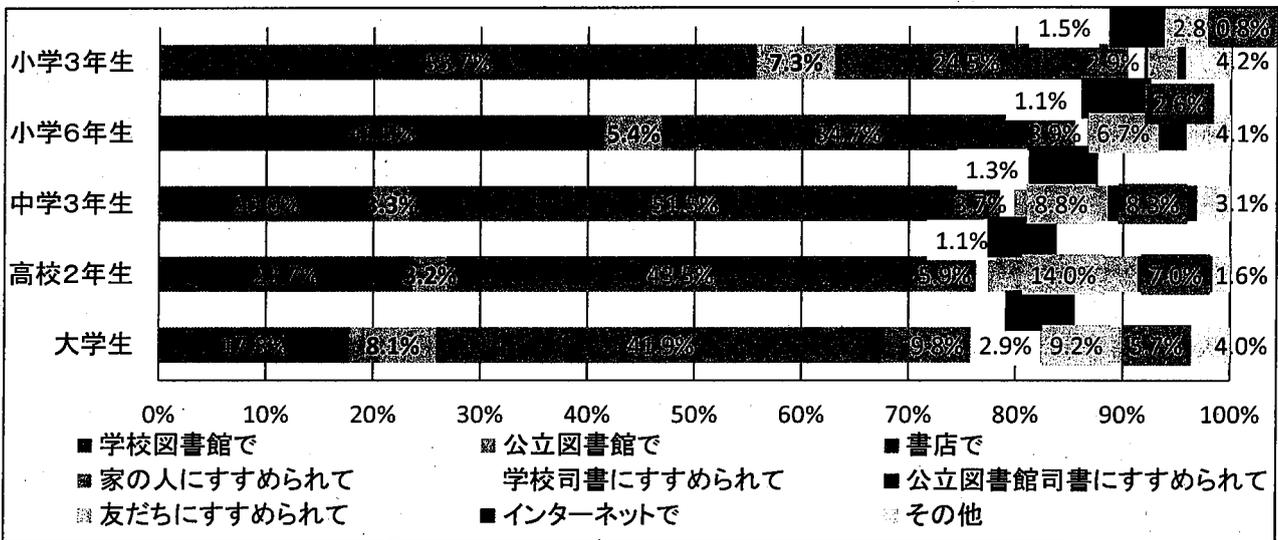
問2 あなたは好きな本がありますか。

※有効回答数 小3：694、小6：735、中3：592、高2：275、大：236



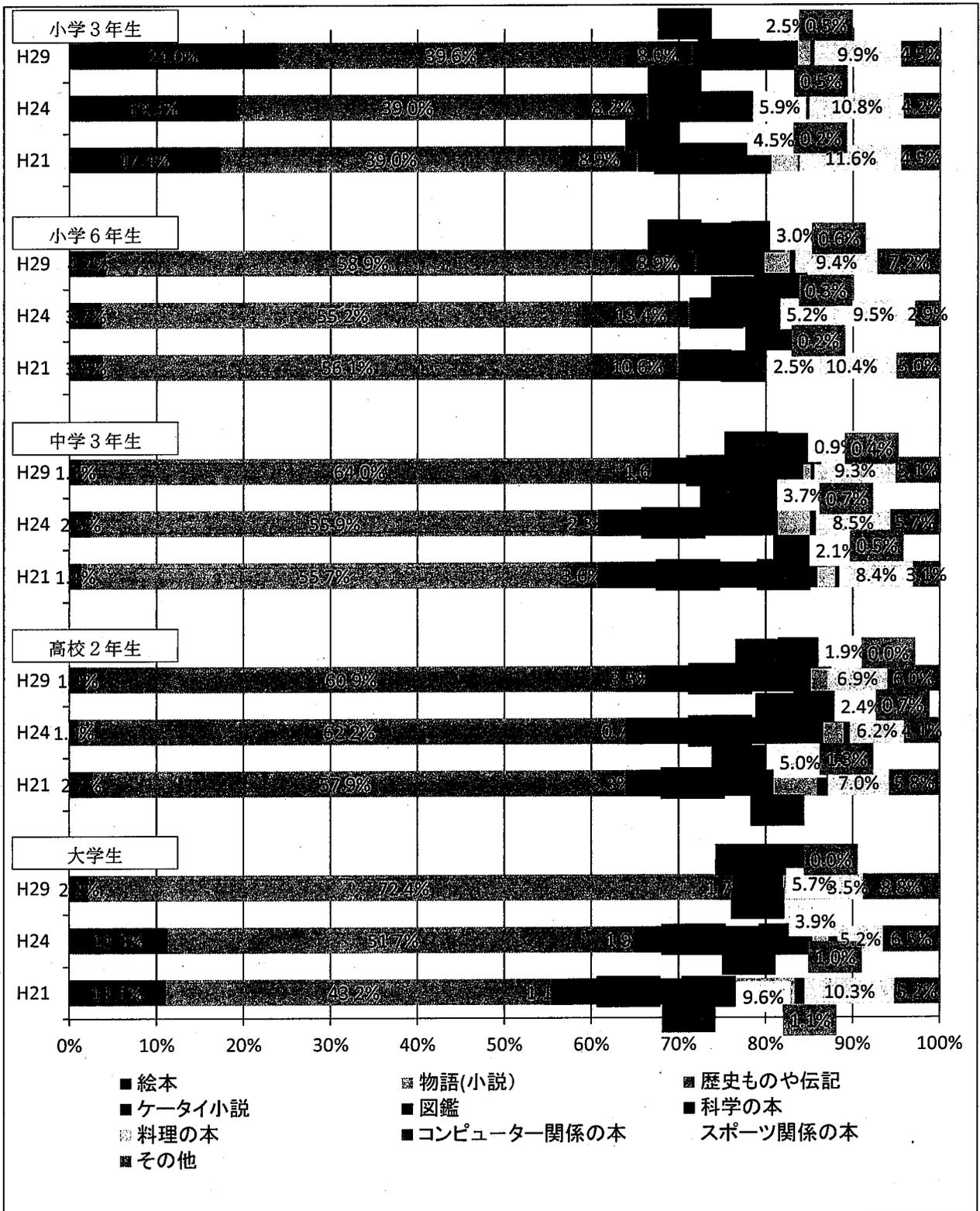
問3 問2で「ある」と答えた方にお聞きします。あなたは好きな本にどこで（どのように）出会いましたか。

※有効回答数 小3：616、小6：612、中3：456、高2：186、大：174



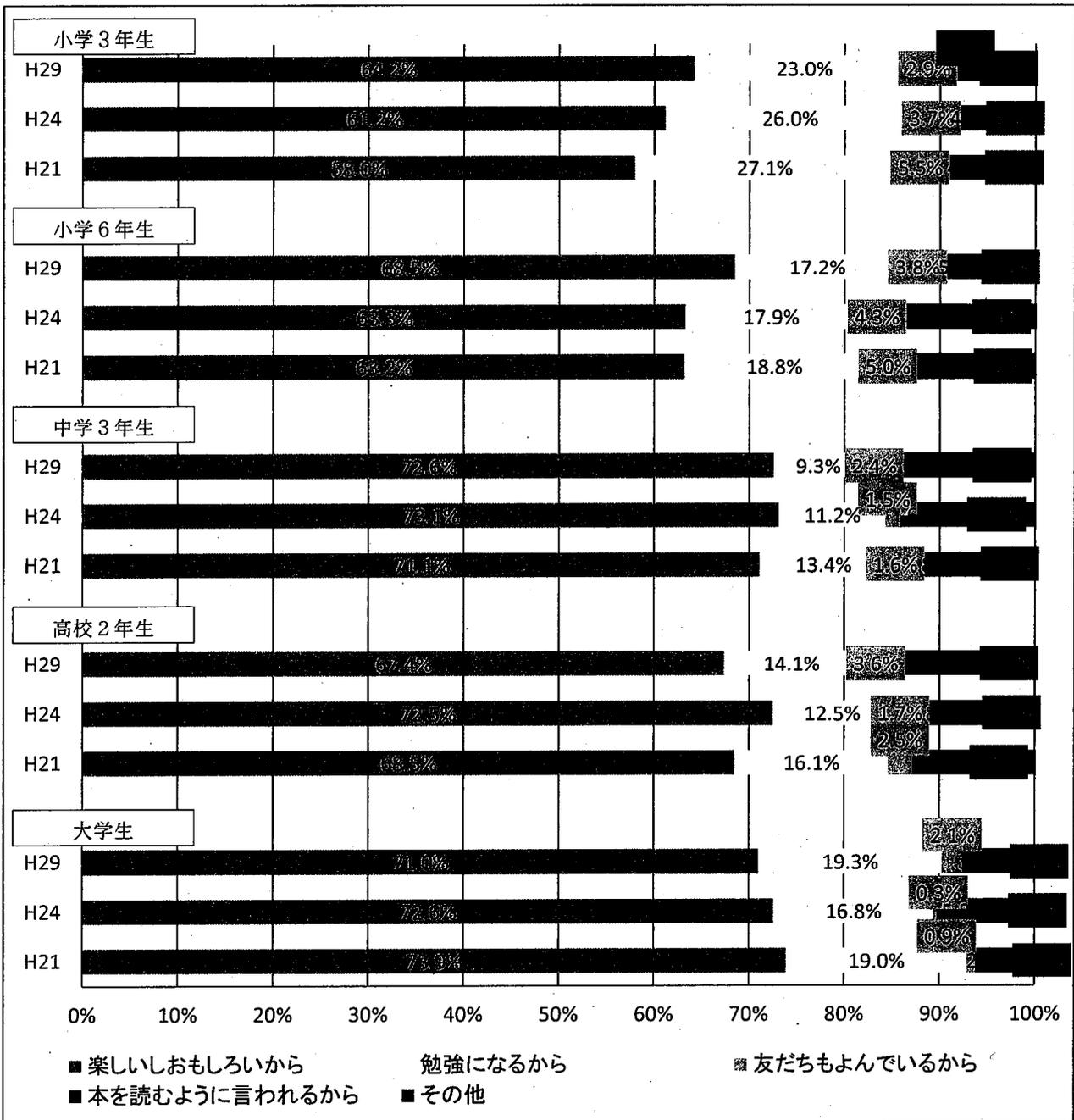
問4 あなたは、どんな本をよく読みますか。

※有効回答数 小3：566、小6：642、中3：558、高2：261、大：228



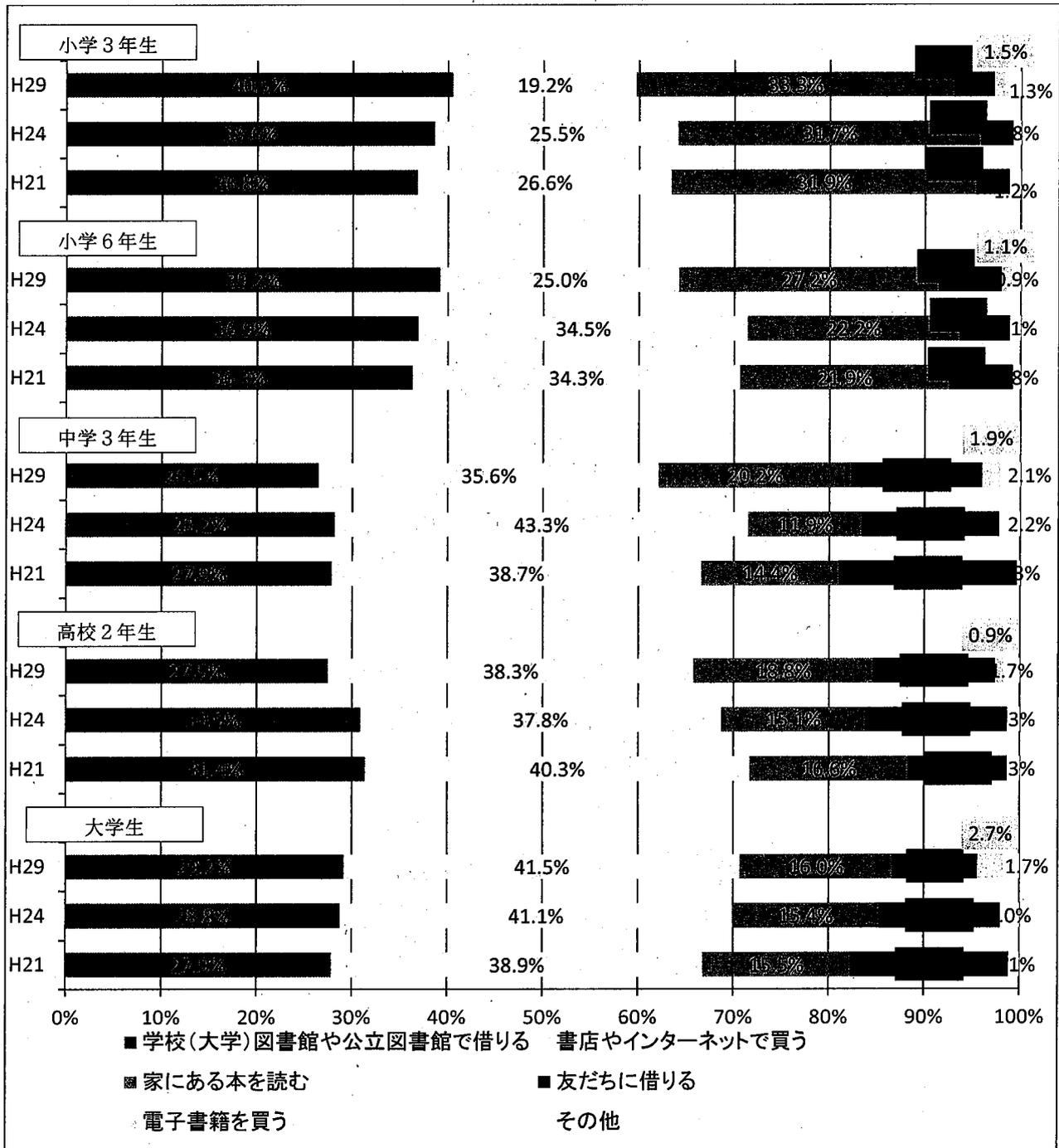
問5 本を読むのはどうしてですか。

※有効回答数 小3：696、小6：729、中3：594、高2：276、大：238



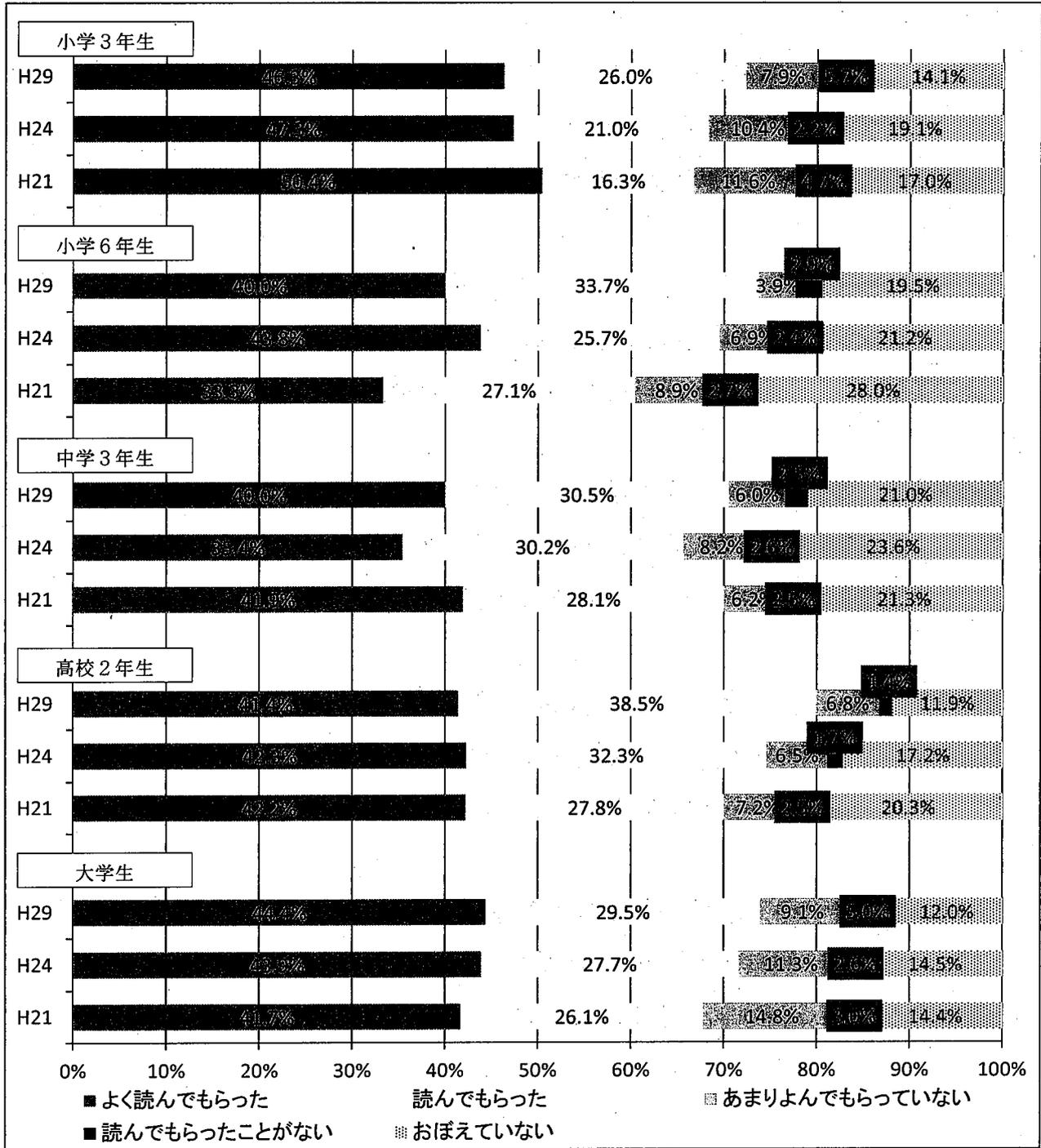
問6 あなたは、本をどのように準備していますか。(複数回答可)

※有効回答数 小3：1, 266、小6：1, 387、中3：1, 050、高2：447、大：407



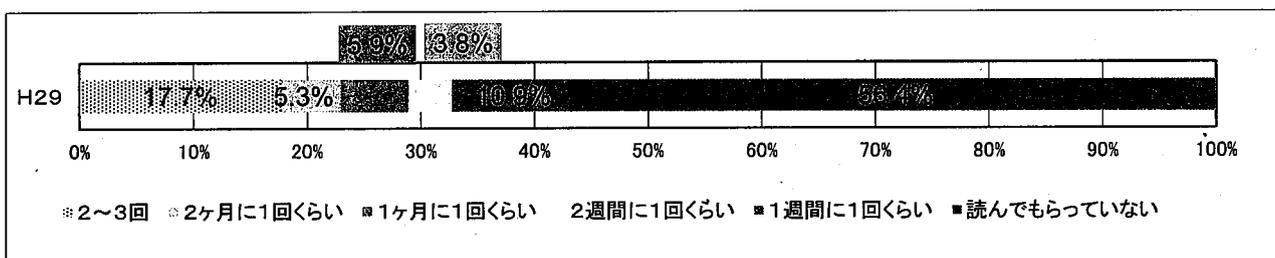
問7 あなたは、小さい頃、家の人に絵本等を読んでもらったことがありますか。

※有効回答数 小3：700、小6：738、中3：600、高2：278、大：241



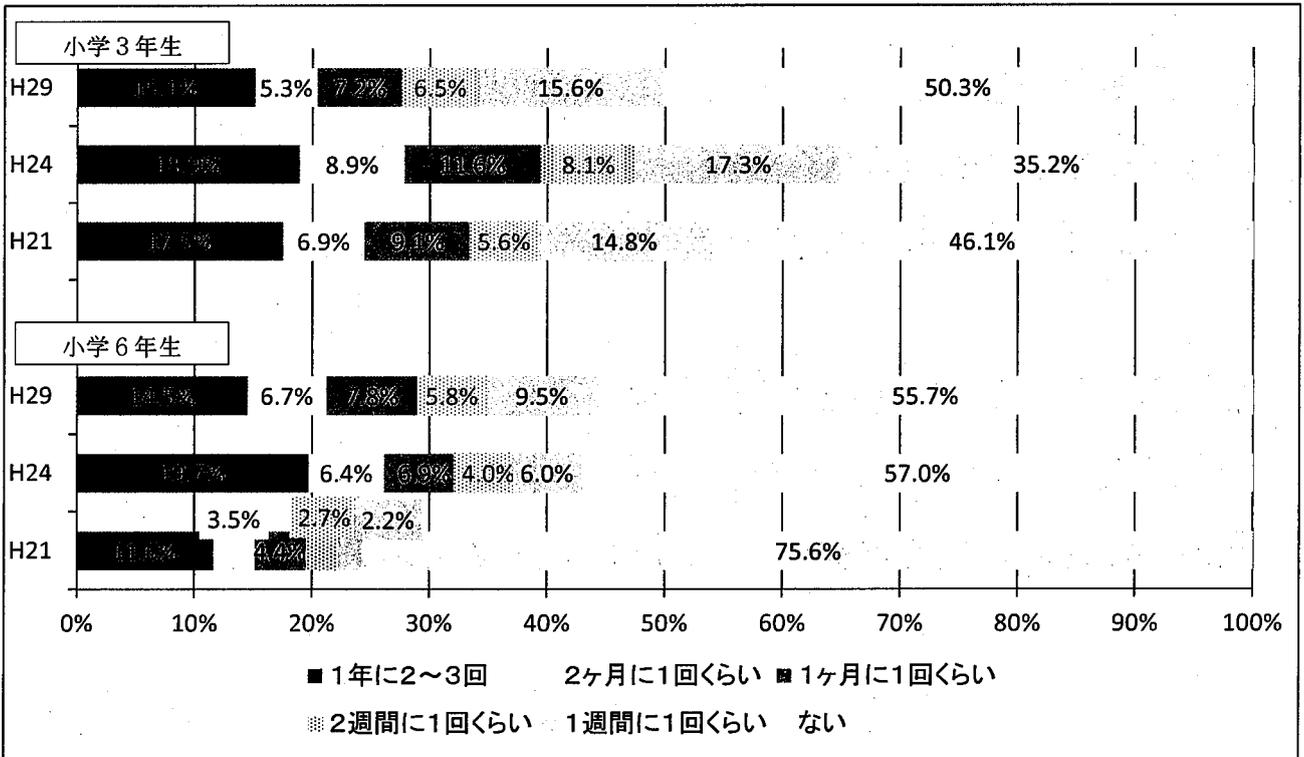
問8 (小学3年生のみの設問) あなたは3年生になってから、家の人に絵本などを読んでもらいましたか。

※有効回答数 小3：690



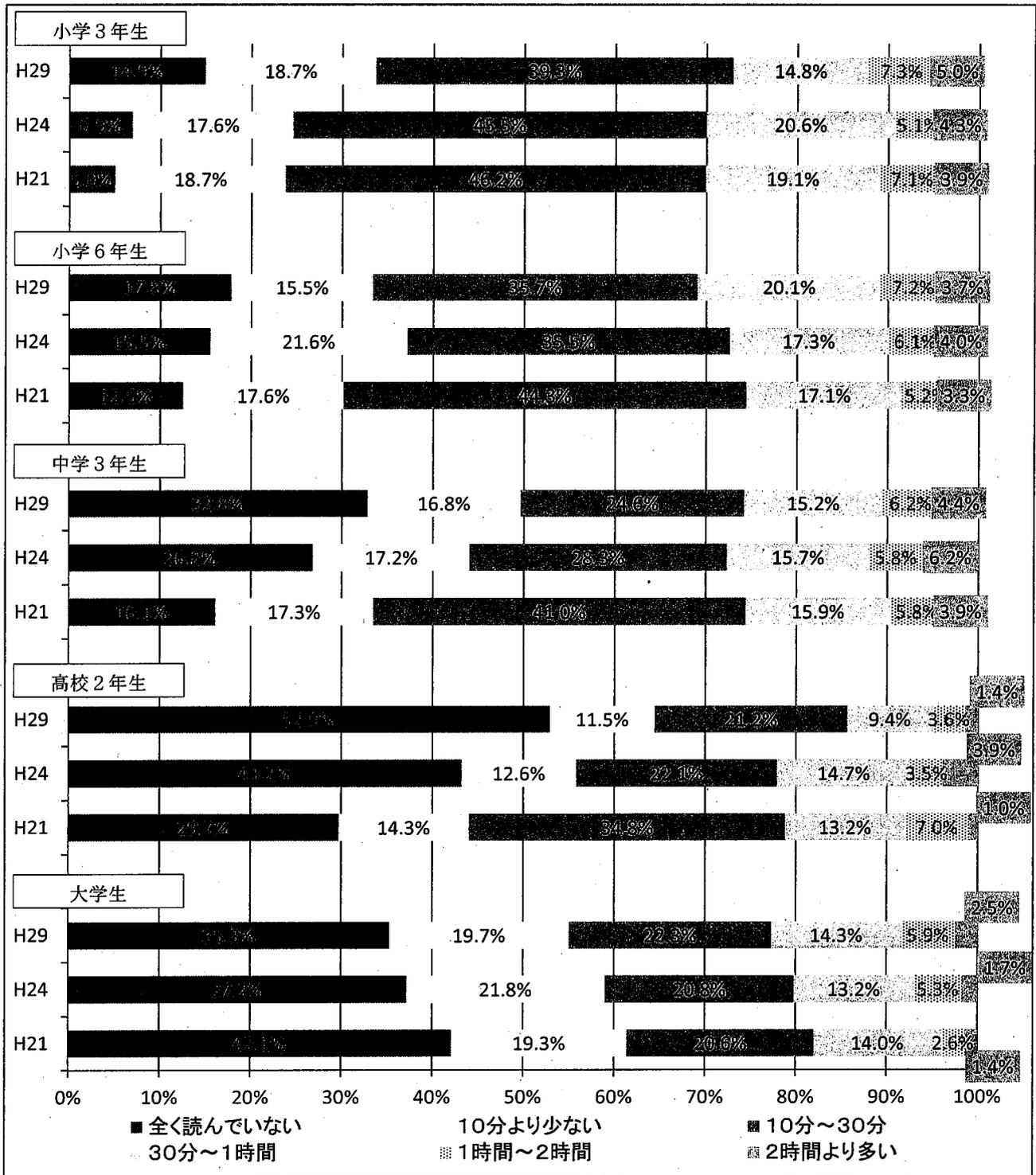
問9 (小学生のみの設問) あなたの家では、家の人と同じ本を読んだり、違う本を同じ時間に読んだりすることはありますか。

※有効回答数 小3：694、小6：729



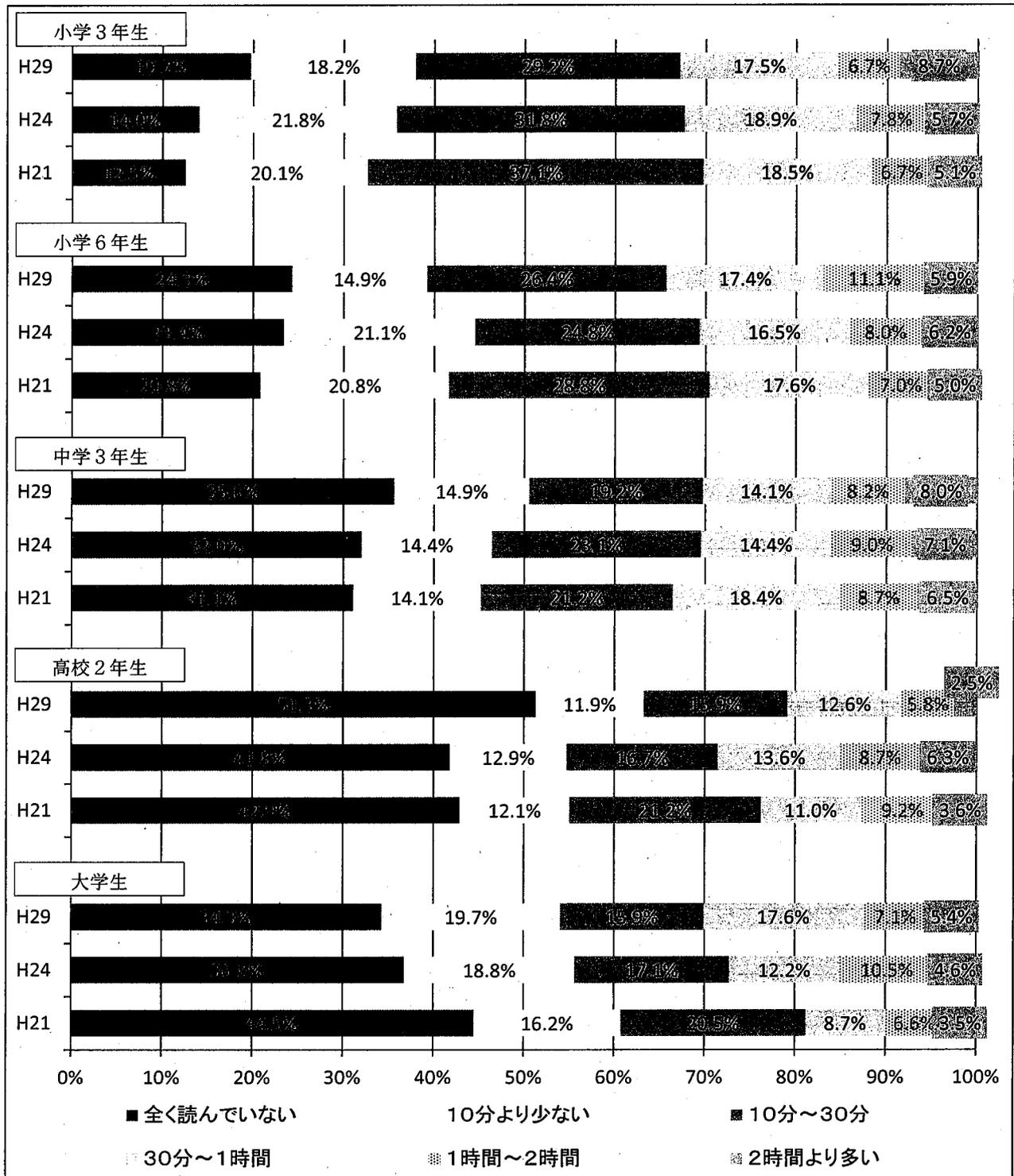
問10 あなたは、学校(大学)以外で、平日(月~金曜日)、1日どれくらいの時間読書をしますか。

※有効回答数 小3:680、小6:725、中3:597、高2:278、大:238



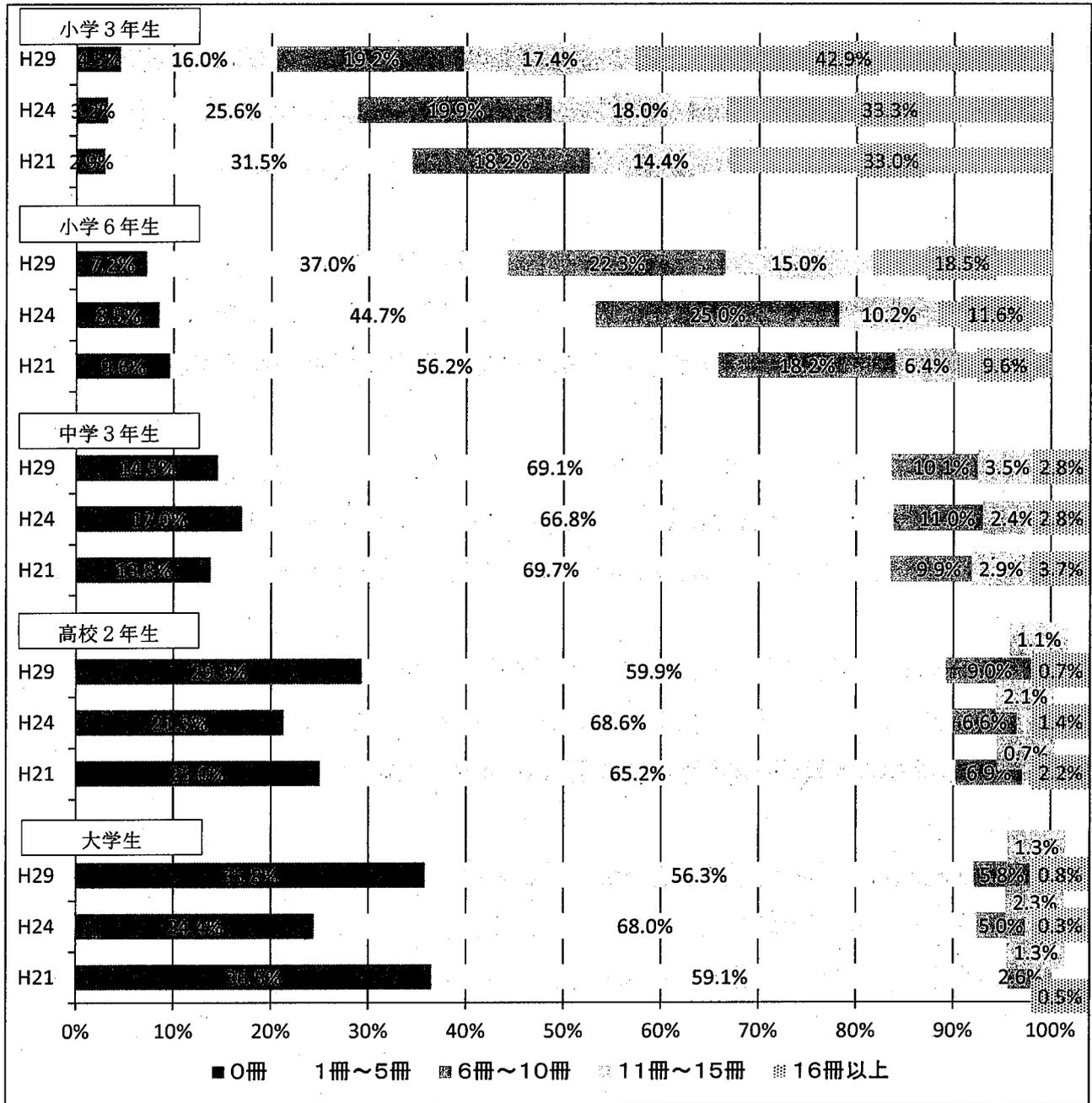
問11 あなたは、学校（大学）以外で、休日（土、日、祝日など）に、1日にどれくらいの時間読書
をしますか。

※有効回答数 小3：681、小6：731、中3：598、高2：277、大：239



問12 あなたは、この1ヶ月間に何冊本を読みましたか。

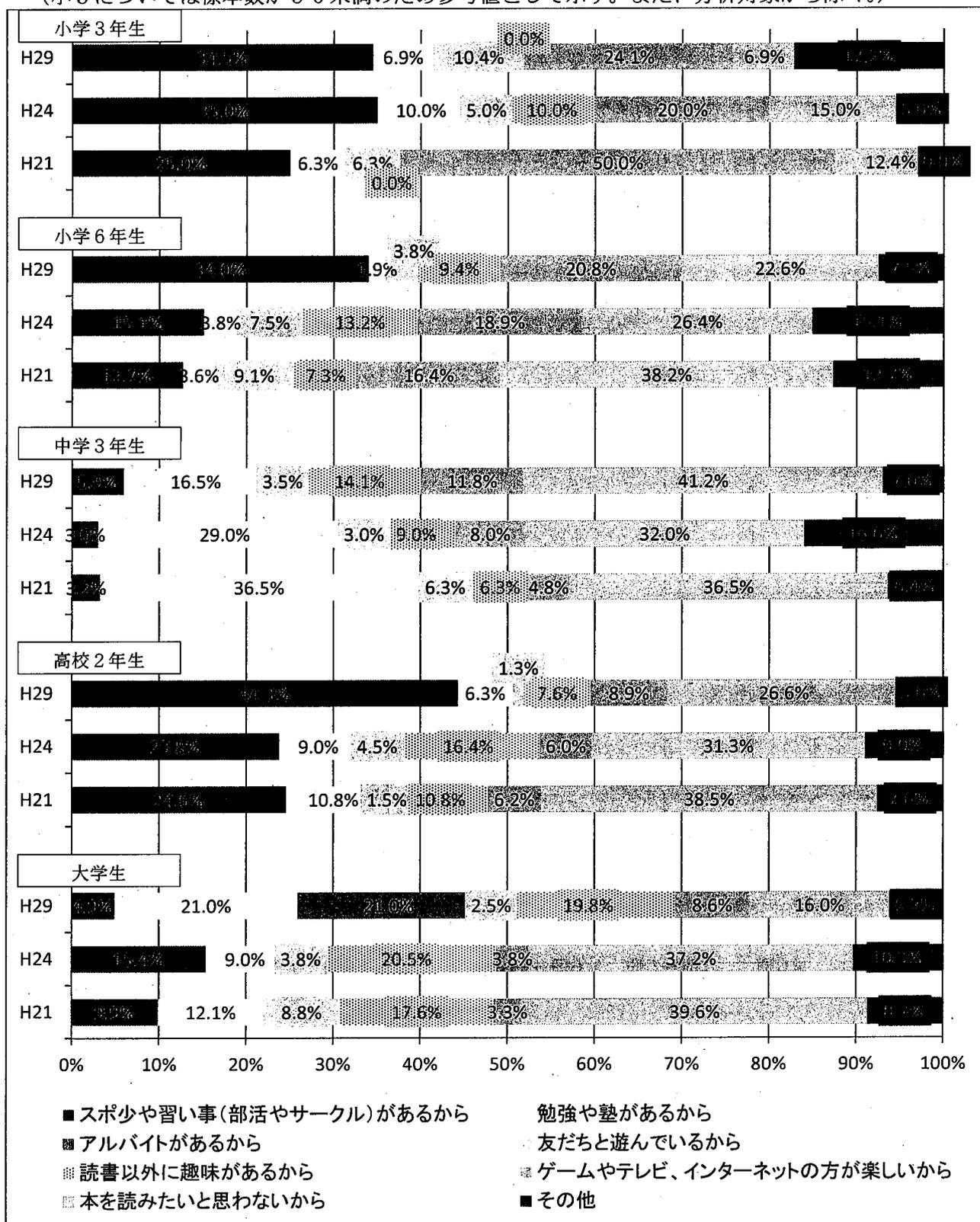
※有効回答数 小3：693、小6：735、中3：601、高2：277、大：240



問13 問12で「0冊」と答えた方にお聞きします。本を読まなかったのはなぜですか。

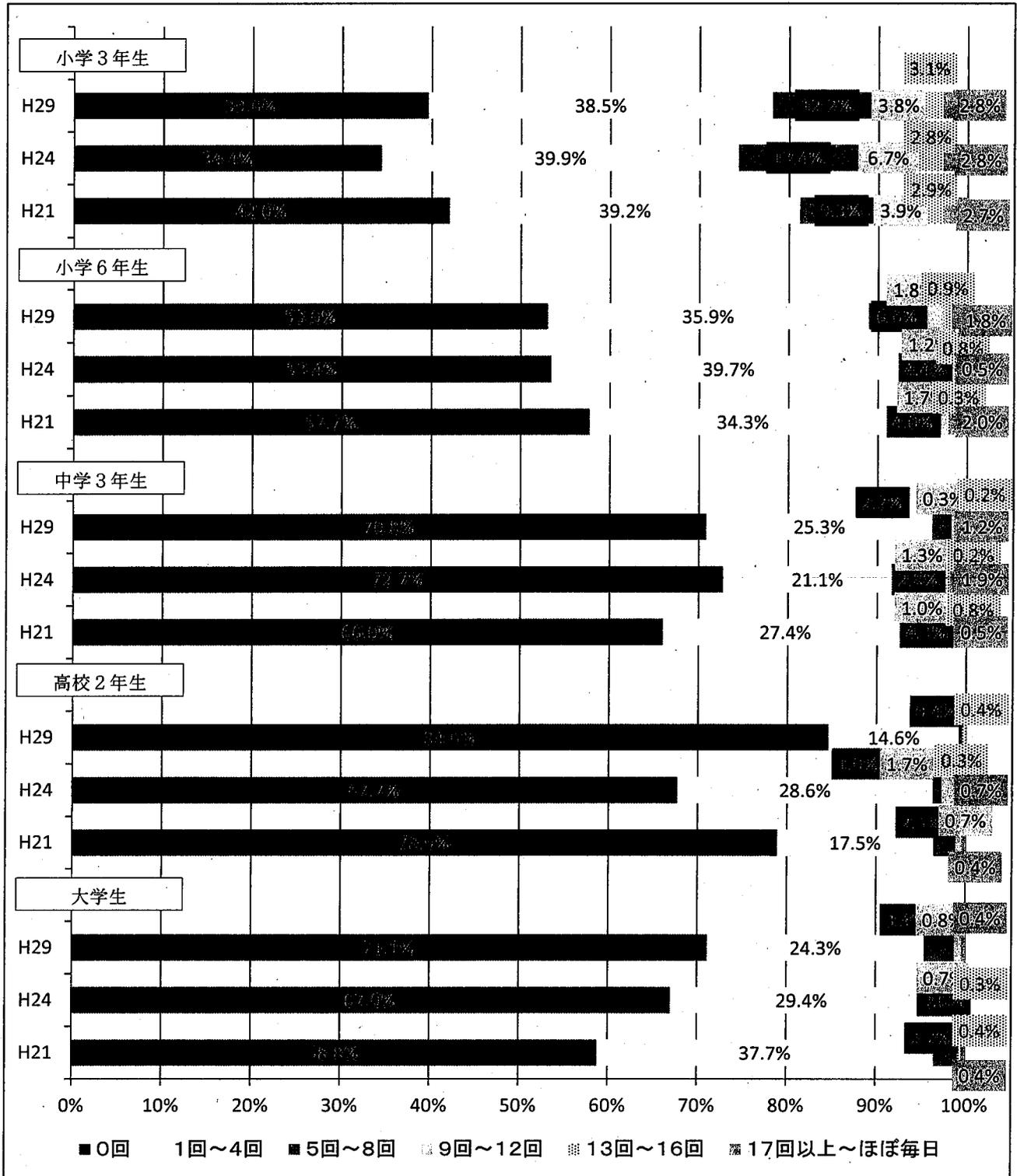
※有効回答数 小3：29、小6：53、中3：85、高2：79、大：81

(小3については標本数が50未満のため参考値として示す。また、分析対象から除く。)



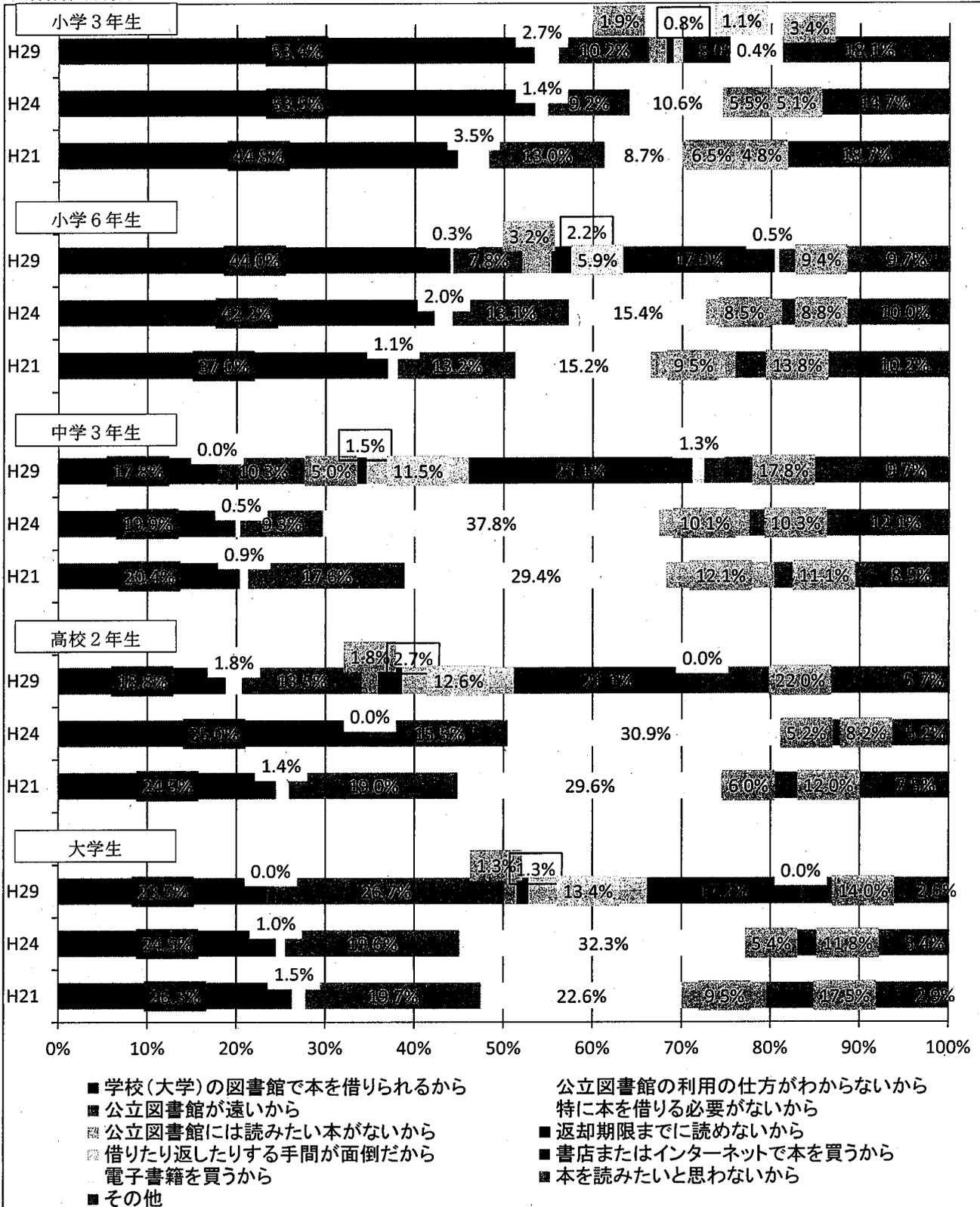
問14 あなたは1ヶ月にどれくらい公立図書館（移動図書館車を含む）に行きますか。

※有効回答数 小3：679、小6：727、中3：586、高2：273、大：235



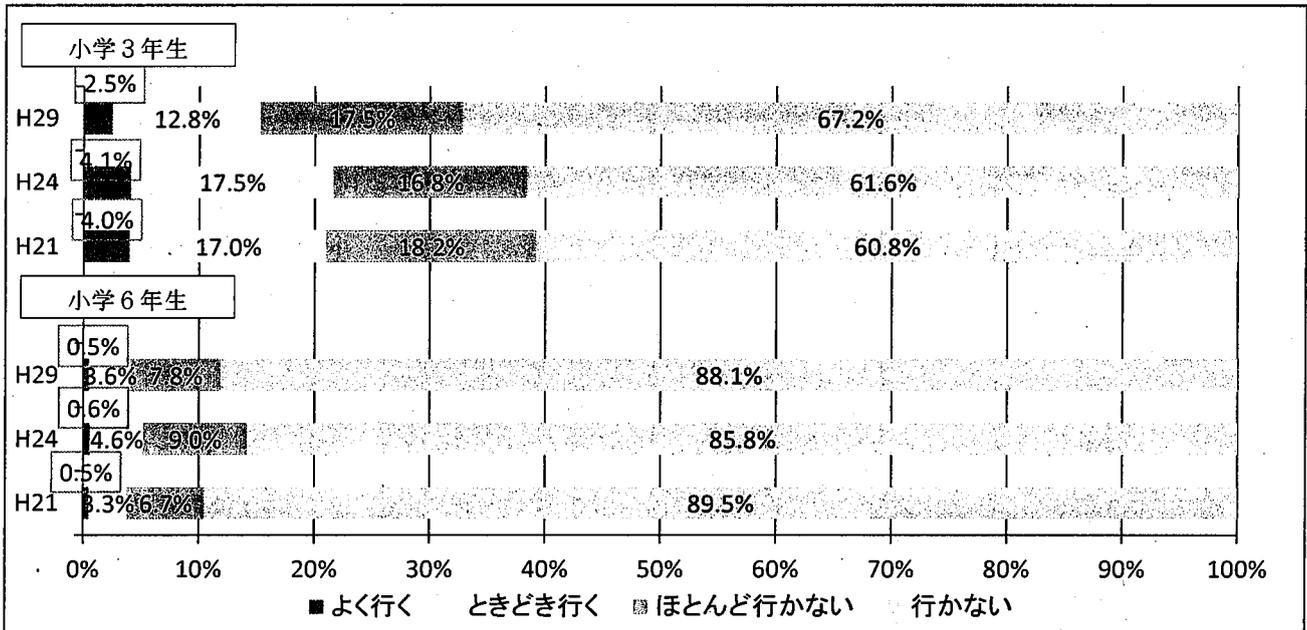
問15 問14で「0回」と答えた方にお聞きします。公立図書館（移動図書館車を含む）へ行かないのはなぜですか。

※有効回答数 小3：264、小6：371、中3：399、高2：223、大：157



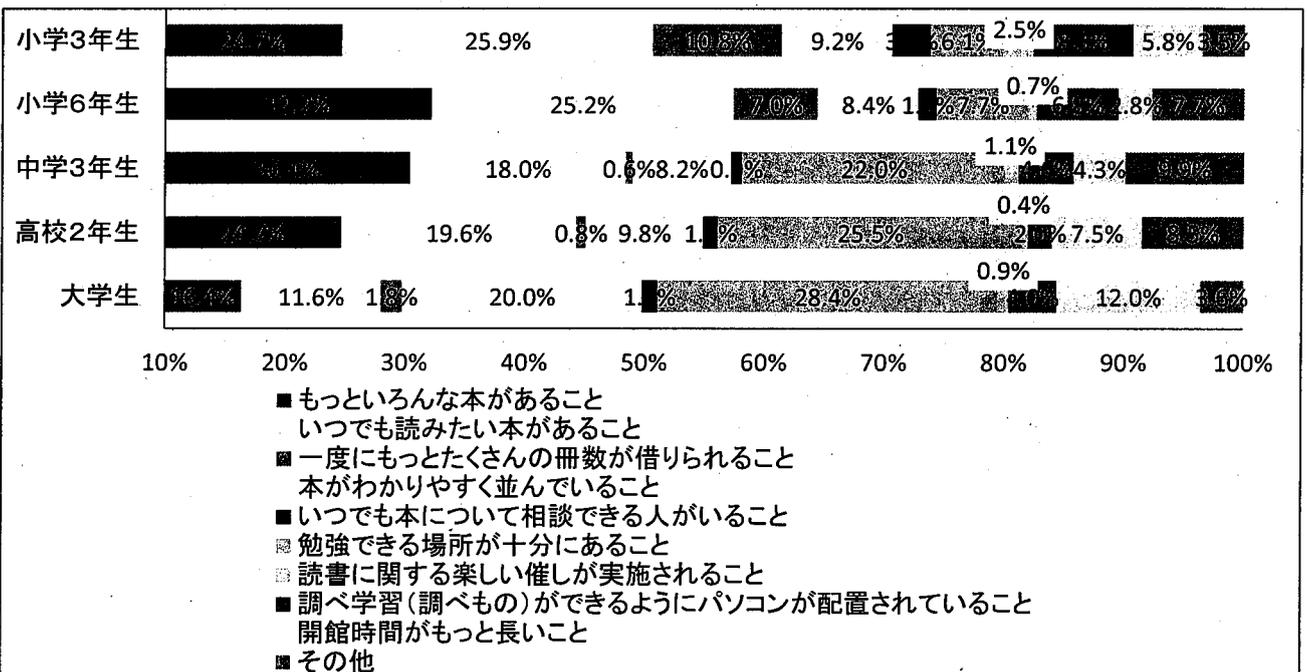
問 16 (小学生のみの設問) あなたは、公立図書館で行われる「おはなし会」に行くことがありますか。

※有効回答数 小3：650、小6：689



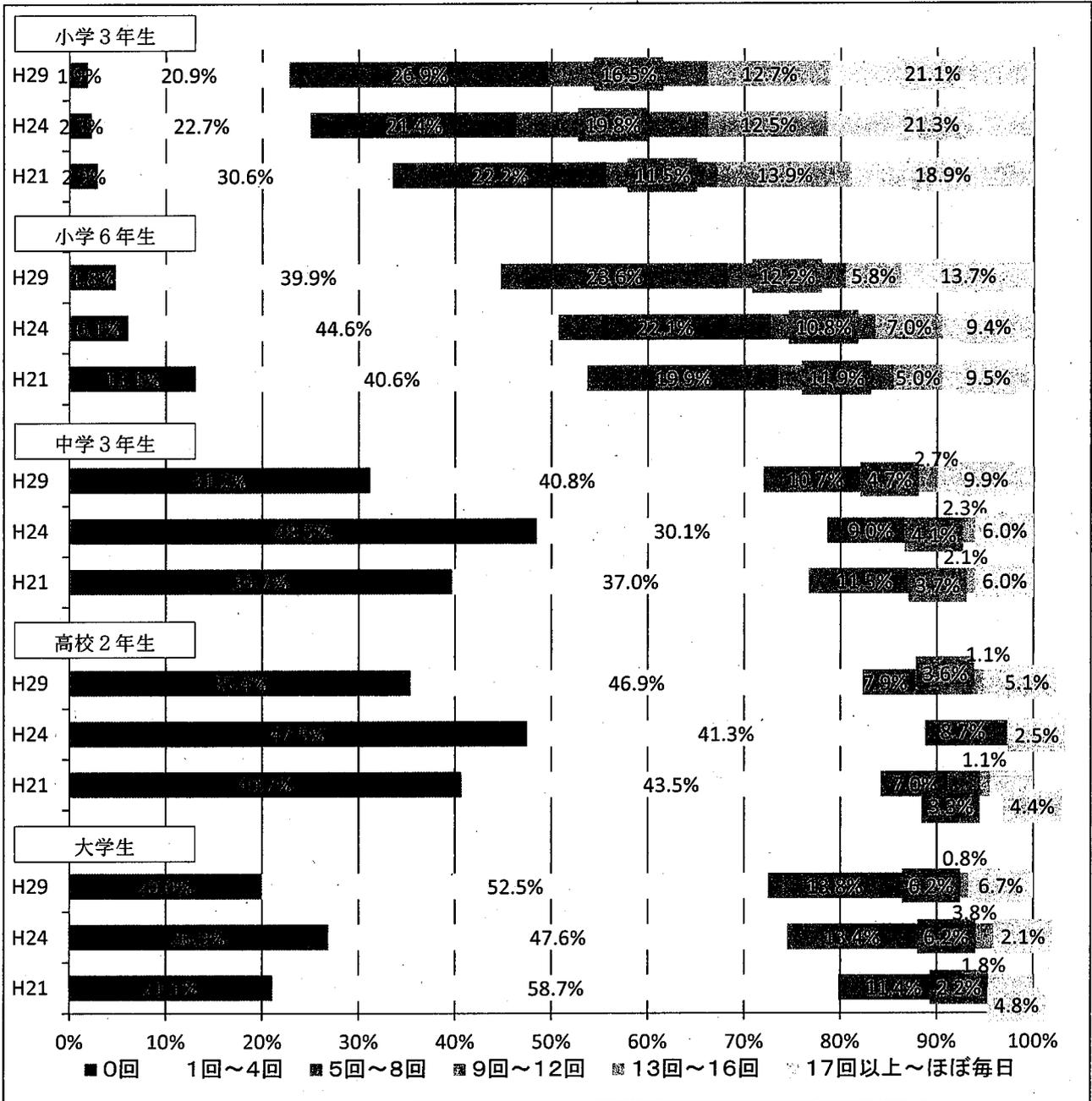
問 17 あなたが、公立図書館に一番望むことは何ですか。

※有効回答数 小3：688、小6：718、中3：540、高2：255、大：225



問18 あなたは、1ヶ月にどれくらい学校(大学)の図書館に行きますか。

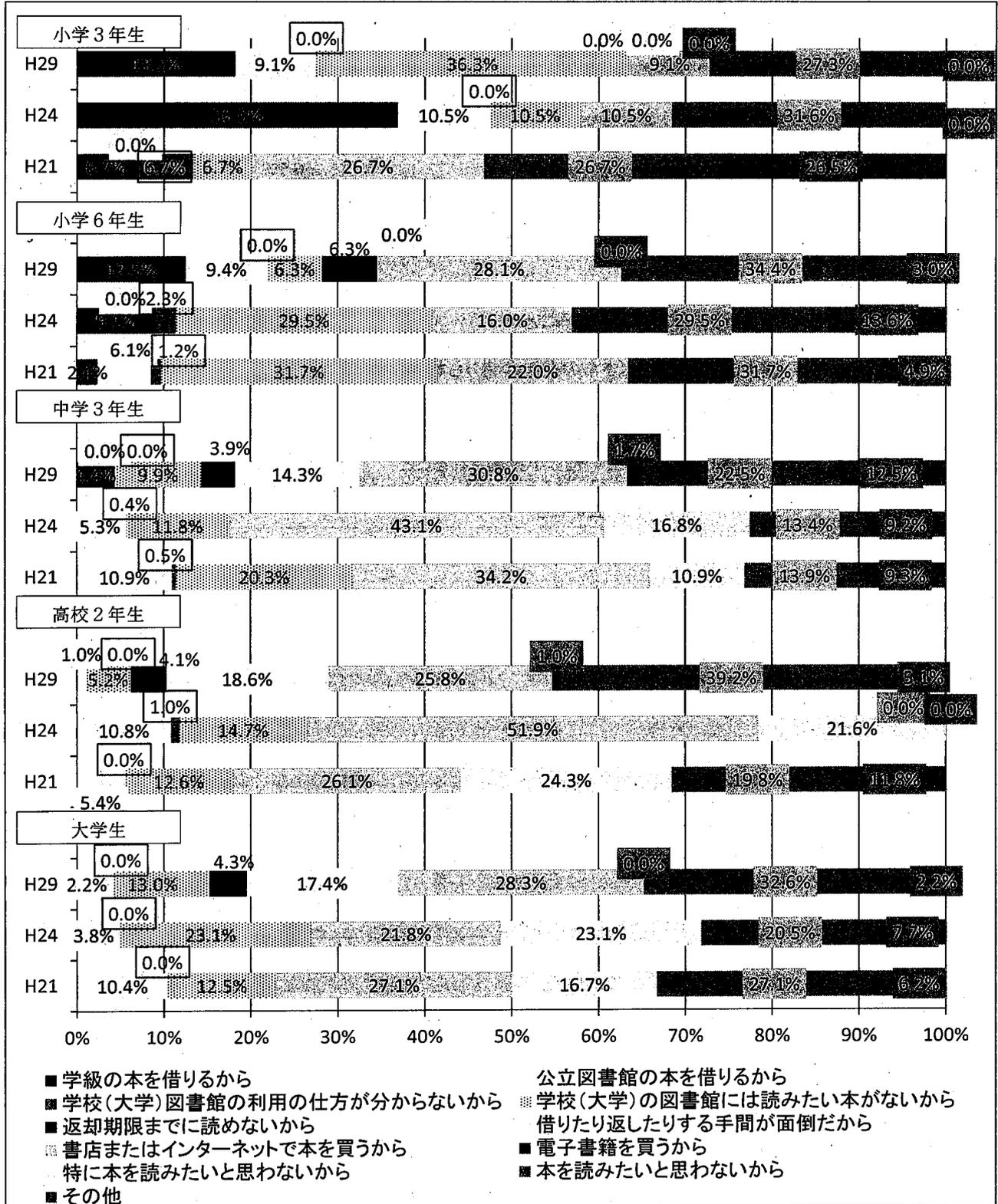
※有効回答数 小3:695、小6:737、中3:600、高2:277、大:240



問19 問18で「0回」と答えた方にお聞きします。学校(大学)の図書館に行かないのはなぜですか。

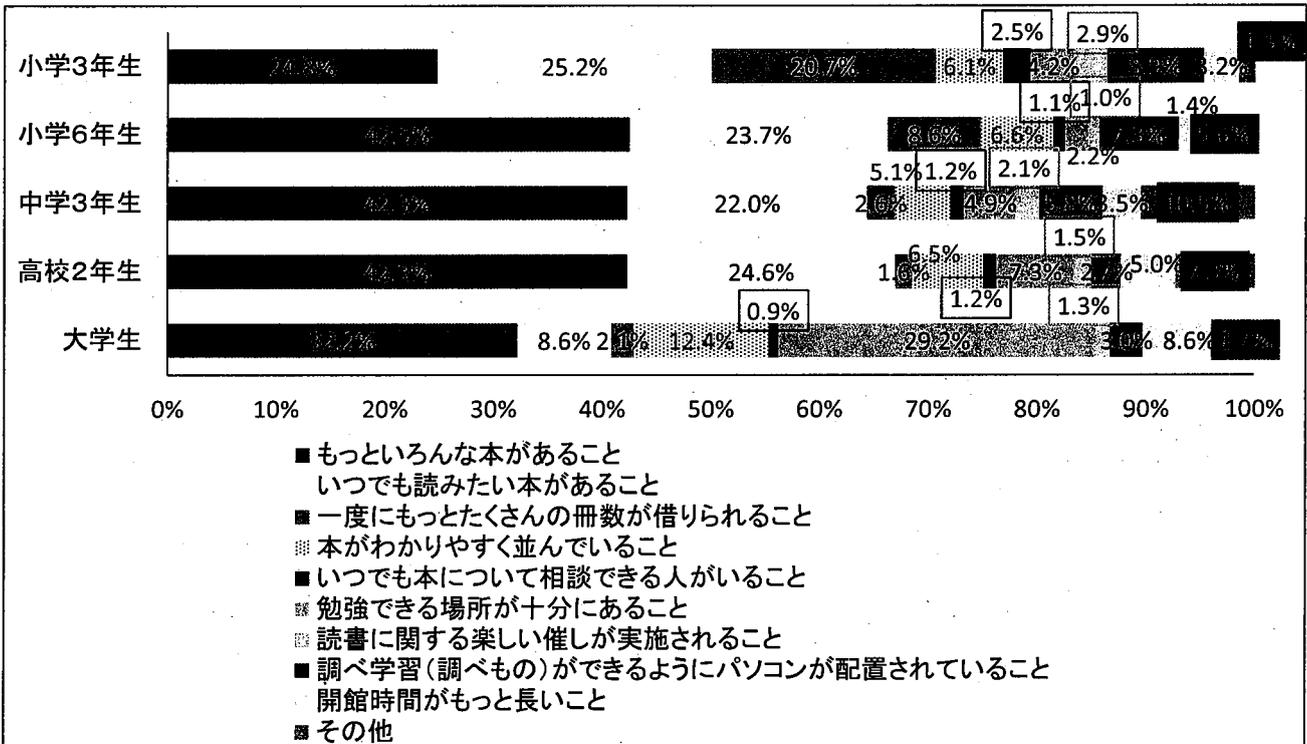
※有効回答数 小3:11、小6:32、中3:182、高2:97、大:46

(小3、小6、大については標本数が50未満のため参考値として示す。また、分析対象から除く。)



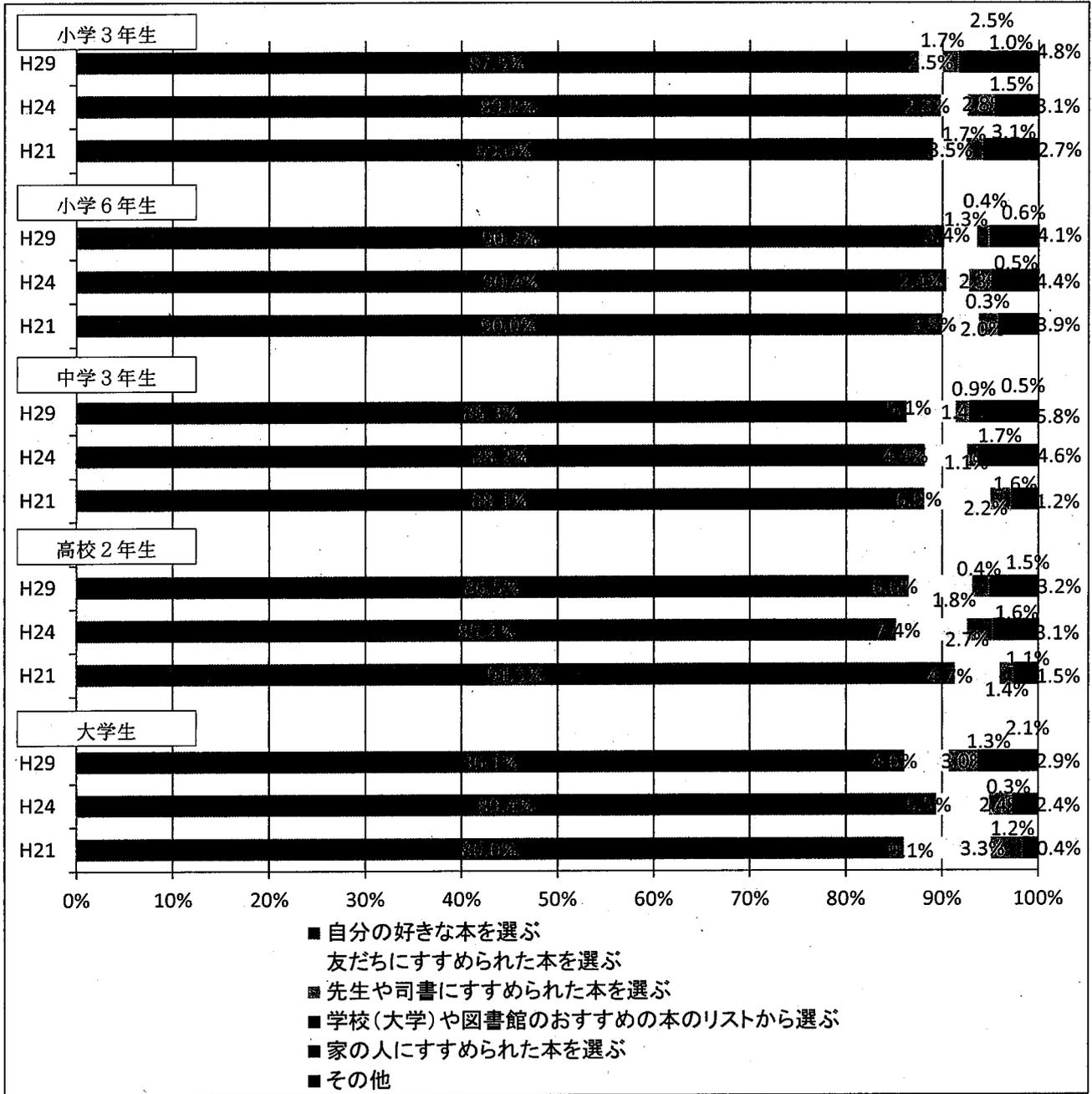
問20 あなたが、学校(大学)の図書館に一番望むことは何ですか。

※有効回答数 小3：686、小6：723、中3：572、高2：260、大：233



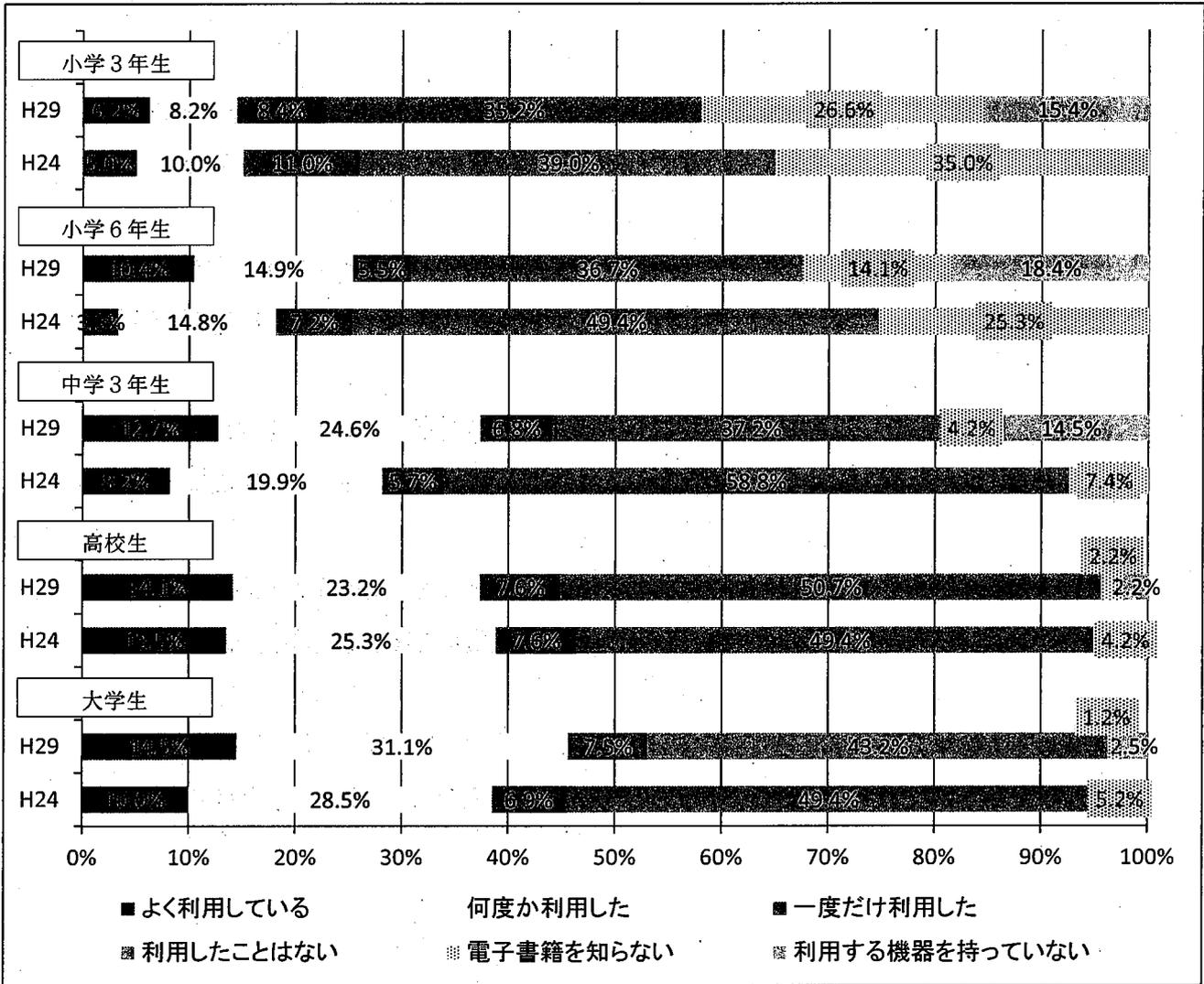
問 2 1 あなたは、本をどのように選んでいますか。

※有効回答数 小3：693、小6：726、中3：591、高2：274、大：238



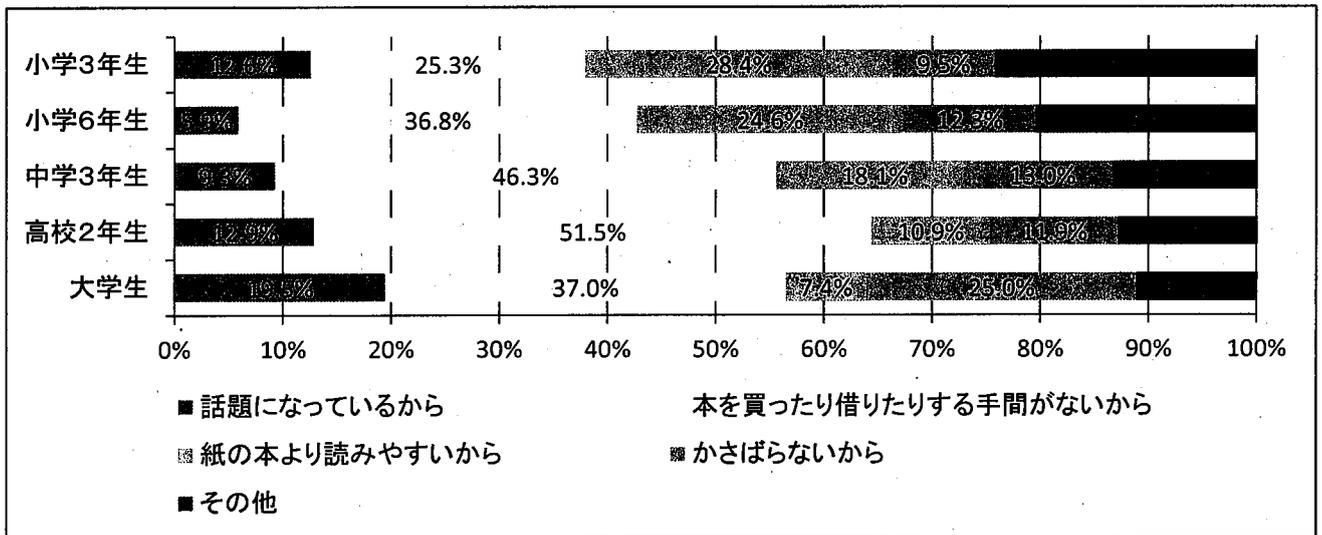
問 2 2 あなたは、電子端末（タブレットや携帯電話やスマートフォンなど）を使った電子書籍を利用したことがありますか。

※有効回答数 小3：680、小6：732、中3：599、高2：276、大：241



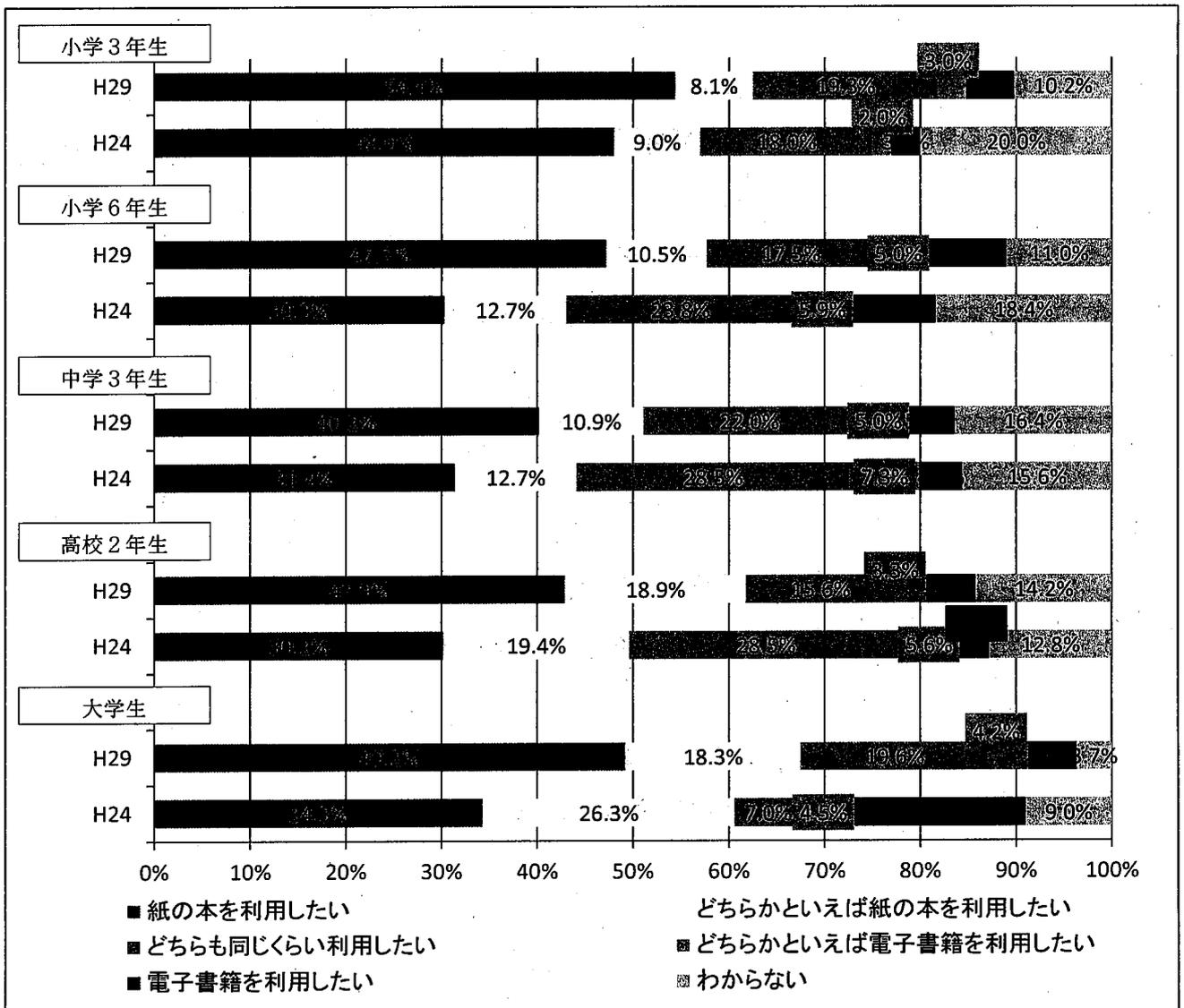
問23 問22で「よく利用している」「何度か利用した」と答えた方にお聞きします。電子書籍を読む理由は何か。

※有効回答数 小3：95、小6：171、中3：216、高2：101、大：108



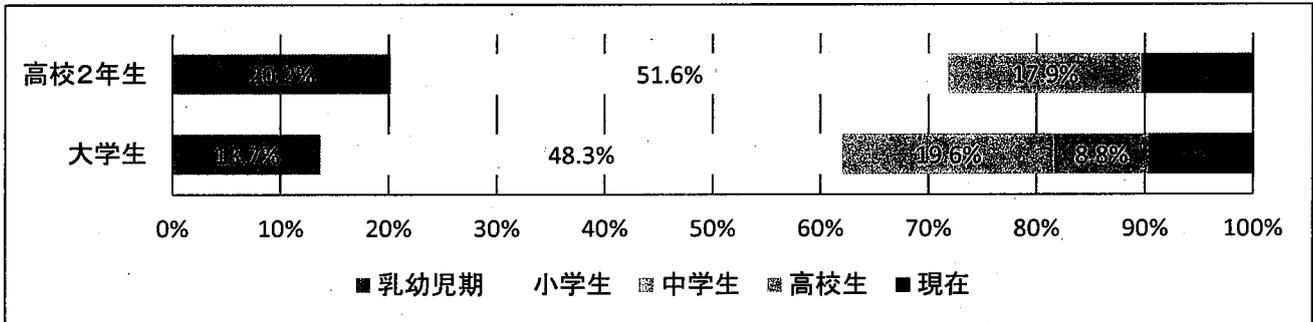
問24 あなたは、これから紙の本と電子書籍のどちらを利用したいと思いますか。

※有効回答数 小3：678、小6：702、中3：599、高2：275、大：240



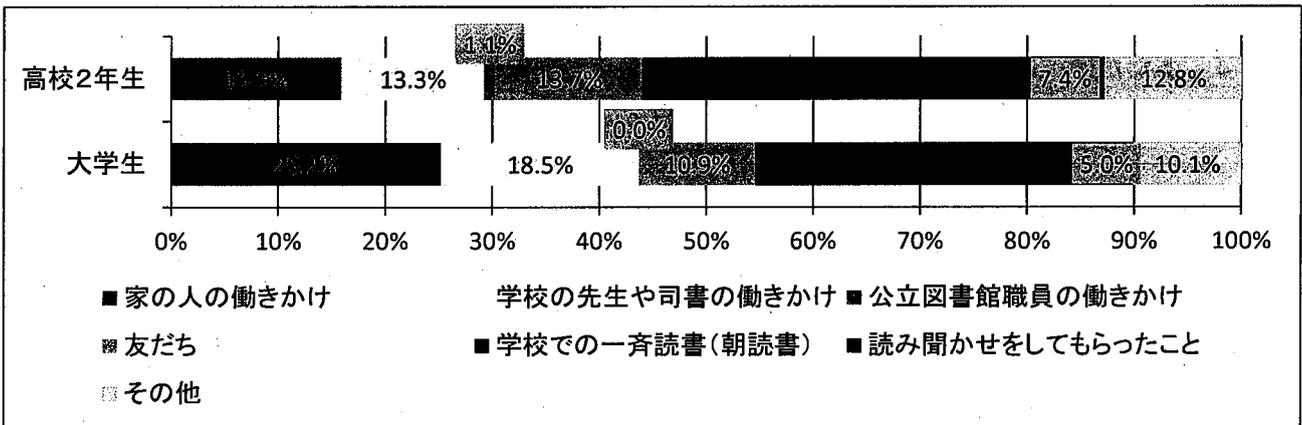
問 2 5 (高校生以上のみの設問) これまでを振り返って、今の読書習慣はいつの時期から始まっていますか。

※有効回答数 高2：273、大：240



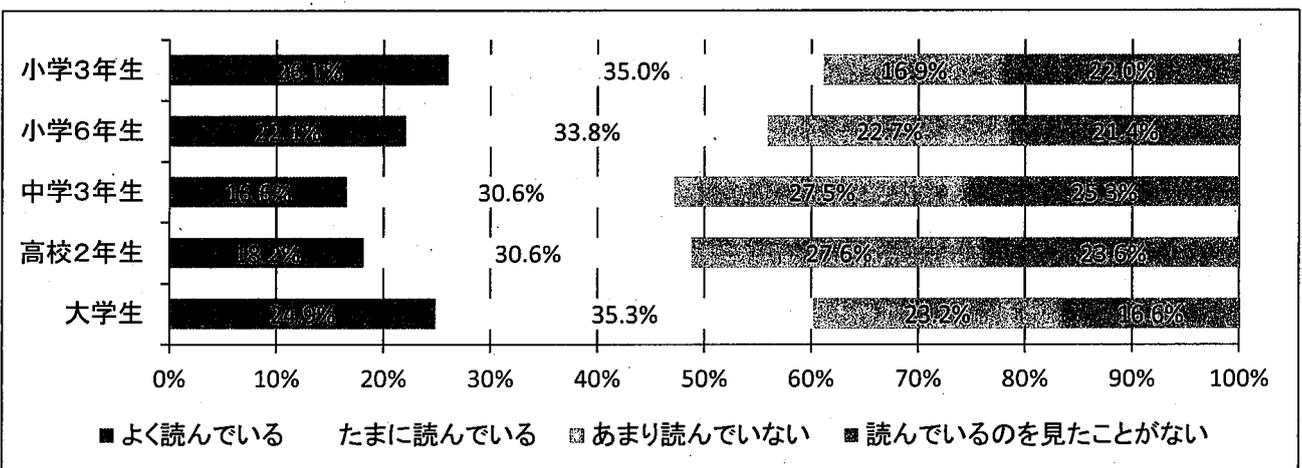
問 2 6 (高校生以上のみの設問) 現在の読書習慣に影響を与えたのは何ですか。

※有効回答数 高2：271、大：238



問 2 7 あなたの家の人(大人)は読書をしていますか。

※有効回答数 小3：692、小6：723、中3：597、高2：275、大：241



鳥取県子どもの読書活動推進委員会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県子どもの読書活動推進委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものである。

(調査審議する事項)

第2条 委員会は、鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）別表第2で定める事項を調査審議するものとし、その具体的な内容は次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 鳥取県の子どもの読書活動の推進施策に関する事項

(委員)

第3条 委員は、その調査審議する事項に関し知識又は経験を有する者のうちから、教育委員会が任命する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故あるときは、副委員長が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長（委員長が定まる前にあっては委員会の庶務を行う所属の長）が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、鳥取県教育委員会事務局社会教育課において行う。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成25年11月13日から施行する。

この要綱は、平成26年6月6日から施行し、平成26年度事業から適用する。

鳥取県子どもの読書活動推進委員会 委員

氏 名	役 職 等
池田 緑	おはなしグループがらがらどん代表
井澤 尚之	鳥取県書店商業組合事務局長
大西 保江	公募委員
岡本 寛将	若桜町教育委員会生涯学習係長
境 さゆり	車尾おはなしひろば
田村 晴夫	鳥取市立中央図書館長
土橋 弥生	大山町教育委員会幼児教育室司書
中谷 昇	鳥取大学図書館司書
西尾 肇	鳥取短期大学講師
宮脇 真理	県立倉吉総合産業高等学校司書主任
山田 富美子	鳥取市立桜ヶ丘中学校図書館司書
山本 孝子	鳥取市立修立小学校長

(平成31年3月現在／50音順)

子どもの読書活動の推進に関する法律

平成13年12月12日 法律第154号

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているとき

は、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子どもへの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

国民読書年に関する決議

平成20年6月6日
衆議院本会議

文字・活字は、人類が生み出した文明の根源をなす崇高な資産であり、これを受け継ぎ、発展させて心豊かな国民生活と活力あふれる社会の実現に資することは、われわれの重要な責務である。

しかしながら、我が国においては近年、年齢や性別、職業等を越えて活字離れ、読書離れが進み、読解力や言語力の衰退が我が国の精神文明の変質と社会の劣化を誘引する大きな要因の一つとなりつつあることは否定できない。

我が国の国会はこうした危機意識から、平成十一年（西暦一九九九年）に「子ども読書年に関する決議」を衆参両院で採択、平成十三年（西暦二〇〇一年）には「子どもの読書活動の推進に関する法律」を制定、さらに平成十七年（西暦二〇〇五年）には「文字・活字文化振興法」を制定し、具体的な施策の展開を政府とともに進めてきた。

学校における「朝の読書運動」の急速な浸透、読書の街づくりの広がり、様々な読書グループの活性化など、国民の間の「読み・書き」運動の復活、振興などはその効果の顕著な例である。

こうした気運の一層の発展をめざし、われわれは「文字・活字文化振興法」の制定から五年目の平成二十二年（西暦二〇一〇年）を新たに「国民読書年」と定め、政官民協力のもと、国をあげてあらゆる努力を重ねることをここに宣言する。

右決議する。

平成20年6月6日
参議院本会議

文字・活字によって、人類はその英知を後世に伝えてきた。この豊穡で深遠な知的遺産を受け継ぎ、更に発展させ、心豊かな社会の実現につなげていくことは、今の世に生きる我々が負うべき重大な責務である。

しかし、近年我が国でも「活字離れ」と言われて久しく、年齢層を問わず、読書への興味が薄れていると言わざるを得ない。これが言語力、読解力の衰退や精神文明の変質の大きな要因の一つとなりつつあることは否定できない。

我々はこの事実を深刻なものとして受け止め、読書の価値を見直し、意識の啓発を目指し、政府と協力してあらゆる活動を行ってきた。一九九九年に「子ども読書年に関する決議」を両院で採択、二〇〇一年には「子どもの読書活動の推進に関する法律」を立法、さらに二〇〇五年には「文字・活字文化振興法」を制定し、具体的な施策の展開を推し進めてきた。

それらに呼応して「朝の十分間読書運動」の浸透、読書の街づくりの広がり、様々な読書に関する市民活動の活性化など、読書への国民の意識は再び高まりつつある。

この気運を更に高め、真に躍動的なものにしていくため、二〇一〇年を新たに「国民読書年」と定めたいと思う。これにより、政官民が協力し、国をあげてあらゆる努力を重ねることをここに宣言する。

右決議する。

文字・活字文化振興法

平成17年7月29日法律第91号

(目的)

第一条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

(基本理念)

第三条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵養に十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係機関等との連携強化)

第六条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(地域における文字・活字文化の振興)

第七条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、

必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

- 4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の涵養)

第八条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

第九条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

第十条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

第十一条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

- 2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第十二条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

